

第4章 特別史跡「名護屋城跡並陣跡」の本質的価値と構成要素

第1節 特別史跡「名護屋城跡並陣跡」の本質的価値

1 東アジア史及び日本近世初期における歴史的事象の舞台としての価値が高いこと

文禄・慶長の役(1592-98)は、豊臣秀吉が東アジアに勢力を拡大する戦略の一環として、全国各地の諸大名を動員し、朝鮮半島に向け出兵した日本の歴史上、重要な出来事である。その際、国内の拠点として、名護屋が選ばれ、秀吉の居城である名護屋城が築かれた。名護屋城の周囲には諸大名が屋敷を構え、また城下町も形成された。名護屋城や諸大名の屋敷は秀吉の死により、7年間という短期間でその役割を終えるが、一時的に国内の政治、経済、外交、軍事、交通の中心となり、また城郭、建築、文化等の各分野に大きな変革をもたらした同地の歴史的意義は大きく、これらの歴史的事象を伝える名護屋城跡並陣跡は重要な遺跡である。

2 名護屋城跡・大名陣跡等から構成された、日本有数の大規模遺跡であること

名護屋城跡並陣跡は、名護屋城跡や陣跡と呼ばれる150を超える諸大名の屋敷跡、また城下町跡や軍用道路である「太閤道」等から構成される大規模遺跡である。

名護屋城跡は天守台をはじめ高石垣に囲まれた本丸、二ノ丸等の曲輪群や堀からなる近世初期を代表する大規模城郭であり、その広さは17haに及ぶ。また、大小様々な大名陣跡が確認されており、北は津軽氏から南は薩摩・大隅の島津氏まで、全国から参集した諸大名が陣主として比定されている。そのうち、石塁等の遺構が良好に遺存する23ヵ所の陣跡が名護屋城跡と共に特別史跡に指定されている。

また、名護屋城跡北側から東側にかけて「殿町」武家地や「茜屋町」、「材木町」等、城下町の町名が残っている。歴史の道百選に選ばれた「唐津街道・太閤道」が名護屋から上場台地を経て唐津へ向かう等、秀吉が整備されたと伝わる軍用道路も良好に遺存している。

3 名護屋城跡及び陣跡は石垣や地下遺構、城割の痕跡が良好に残っていること

名護屋城跡や大名陣跡には大規模な石垣や土塁が良好に遺存しており、また野面積み等の多様な石積技術を見ることができる。特に名護屋城跡や一部の陣跡の石垣は、近世初期の高石垣で、江戸時代に改修された記録はなく、近世初期の石垣構築技術をそのまま残している。また、名護屋城跡は江戸幕府が発した一国一城令(1615)や島原の乱(1637-38)の影響に起因して意図的に城割がされており、現在もその城割の痕跡が良好に残る。

特別史跡「名護屋城跡並陣跡」保存整備事業に伴う発掘調査では、天守をはじめ、名護屋城跡の各所に櫓跡、門跡、御殿跡、茶室跡を含む建物跡等の重要な遺構が良好に残っていることが判明している。また、短期間のうちに曲輪の改変の様子が明らかとなっている。大名陣跡においても石垣や石塁、土塁が良好に残り、発掘調査によって御殿跡や茶室跡、能舞台跡、庭園跡等を確認した。

豊臣秀吉の居城及びこれに関連する遺構群がこれ程良好に遺存する遺跡は全国で唯一であり、その重要性の高さから特別史跡に指定されている。

第2節 名護屋城跡並陣跡の本質的価値に準じる価値

1 唐津藩によって管理された陣跡

江戸幕府成立以降、徳川幕府や諸藩が徳川家にゆかりのある古戦場等を管理・整備し、顕彰しており、名護屋城跡や徳川家康陣跡をはじめとする一部の陣跡については、唐津藩等が管理したと推測される。

徳川家康陣跡では、これまでの発掘調査で当該期の石垣と共に江戸時代前期に構築された石垣や城割に伴うと想定される転落石を発見している。陣跡の城割を直接的に示す一次史料は確認されていないが、名護屋城の城割については寛永15年(1638)3月の松平信綱巡見に際し、松平伊豆守が足軽200人を連れて石垣を崩したことが知られており、陣跡における城割も同時期に行われたと想定される。

2 史蹟指定され、顕彰された

大正15年の史蹟指定に伴い、地元有志により陣跡を顕彰する石碑が建立されている。

東郷平八郎揮毫「名護屋城跡」碑に代表されるように、近代において、日本が国外に進出する社会的背景の中、その先駆的な歴史的事象として「文禄・慶長の役」が認知され、その舞台として、名護屋城跡や陣跡群への関心が高まり、また顕彰された。

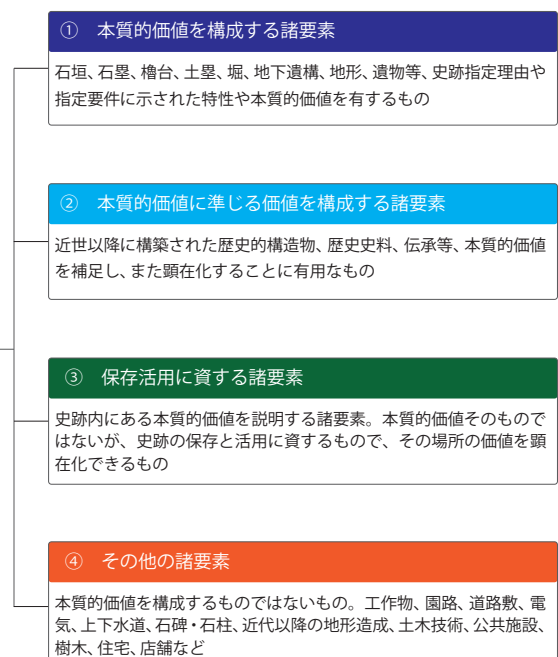
3 「配陣図」や伝承に残る遺跡群

これまでに当時の名護屋城や周辺の諸大名の屋敷の場所を示した配陣図が約40例確認されている。いずれも、江戸時代後期以降に作成されたものであり、当時の伝承等を基に制作された。また、地域における伝承として、現在も「エチゴジン」や「サツマジン」等、後世の創作等も含みつつ語り継がれている。こうした二次史料や伝承、現地調査等をもとに、陣跡の陣主が比定されている。

名護屋城跡並陣跡に係る構成要素について、その概念を第○図に示し、また構成する諸要素を表○に示した。前述の本質的価値を構成するものは、①「本質的価値を構成する諸要素」に該当する。また、本質的価値に準じる価値を示すものは②「本質的価値に準じる価値を構成する諸要素」及び③「保存活用に資する諸要素」に該当する。これら以外に陣跡に所在する諸要素については、④「その他の諸要素」として整理した。

なお、本質的価値に準じる価値の中には歴史史料等の陣跡に所在しないものや、伝承等の実態を有しないものもあるため、表には記載していない。

名護屋城跡並陣跡指定地内の構成要素



第●図 名護屋城跡並陣跡に係る構成要素概念図

表● 特別史跡指定陣跡における構成諸要素(1)

区分・陣跡名称	A				B	
	(1)豊臣秀保	(2)堀秀治	(3)加藤嘉明	(4)木下延俊	(5)前田利家	
指定範囲の概要	・第一陣 ・第二陣(一部)	陣域ほぼ全体	陣域ほぼ全体 (一部消失)	主郭	丘陵裾部(居館部)	
①本質的価値を構成する諸要素	石垣 石塁 土塁 櫓台(櫓台状の石垣、高まりを含む)	・石垣 ・石塁 ・土塁	・石塁 ・土塁 ・櫓台	・石垣 ・土塁	・石垣 ・石塁	
	堀等	縦堀	・堀切 ・横堀	—	—	
	地下の遺構	・礎石建物跡 ・門跡 ・飛石列 ・礎敷 ・玉石敷 ・地下地業遺構 ・旗竿石	・礎石建物跡 ・飛石列 ・玉石敷 ・旗竿石 ・石段 ・土坑 ・砂利敷・石敷通路	・玉石敷 ・井戸跡	・飛石列 ・雪隠跡 ・敷石遺構(建物跡の一部か) ・玉石敷	・掘立柱建物跡 ・石段 ・門跡(礎石) ・池泉跡 ・雪隠跡 ・石列 ・柵列 ・玉石敷 ・井戸跡 ・土坑 ・硬化面
	地形	丘陵(串浦に面する)	丘陵	丘陵(呼子浦・名護屋浦に面する)	丘陵	丘陵 (裾部に居館部)
遺物	○	○	○	○	○	
②本質的価値に準じる価値を構成する諸要素						
③保存・活用に資する諸要素	復元石垣	石塁補修・ネット	石段補修	石垣補修	—	石垣修理
	遺構表示 (説明板を含む)	・礎石建物跡 ・礎敷 ・説明板 ・遺構名称標示板	・礎石建物跡 ・掘立柱建物跡 ・飛石列 ・土坑 ・玉石敷 ・説明板 ・遺構名称標示板 ・行先標示板 ・陣跡周遊サイン	・井戸跡(現状) ・説明板 ・遺構名称標示板	・飛石列 ・雪隠跡 ・敷石遺構 ・玉石敷 ・遺構名称標示板 ・解説サイン ※説明板を更新	説明板(仮設)
④その他の諸要素	工作物	—	—	—	—	—
	園路	・階段 ・張芝	・砂利敷通路 ・張芝	・転落防止安全柵 ・舗装園路 ・階段 ・ベンチ ・張芝	・木製園路 ・テラス ・展望デッキ ・仮設園路	—
	道路(国道・県道・市道・里道)	里道	—	—	—	里道
	防災・電気・上下水道	—	・排水路(開渠・暗渠排水路・溜桝)	灌水時給排水施設	—	排水路(暗渠) ※虎口石垣保全
	石碑・石柱	石碑	石碑	—	—	石碑
	近代以降の地形造成、土木技術	—	—	コンクリート側壁	—	工事用仮設道路 ※石垣修理時設置
	公共施設	—	—	—	—	—
主な樹木	●(植栽)	●(植栽)	・サツキツツジ (植栽) ・オオシマザクラ (植栽)	・● ・●	・● ・●	
住宅・店舗	—	—	—	—	住宅・倉庫	

表● 特別史跡指定陣跡における構成諸要素(2)

区分・陣跡名称		B				
		(6)古田織部	(7)徳川家康別陣	(8)徳川家康	(9)鍋島直茂	(10)島津義弘
指定範囲の概要		主郭周辺	陣域中心部一帯	陣域中心部一帯	陣域中心部一帯	陣域中心部及び西側曲輪群
①本質的価値を構成する諸要素	石垣 石塁 土塁 櫓台(櫓台状の石垣、高まりを含む)	石垣	・石塁 ・土塁 ・櫓台	・石垣 ・土塁 ・櫓台	・石垣 ・石塁 ・土塁 ・通路	・石垣 ・石塁 ・櫓台
	堀等	—	空堀	—	空堀	—
	地下の遺構	・掘立柱建物跡 ・石段 ・通路跡 ・飛石列 ・玉石敷 ・柵列跡 ・土坑 ・埋没石垣	・礎石建物跡 ・掘立柱建物跡 ・玉石敷 ・堀	・門跡 ・石段 ・堀 ・土橋(堀)	・方形区画遺構 ・溝状遺構 ・土坑 ・小穴	・玉石敷 ・溝跡 ・土坑 ・地下地業遺構
	地形	丘陵	海岸段丘(名護屋浦に面する)	丘陵	丘陵(串浦に面する)	丘陵(海岸に面する)
遺物	○	○	○	○	○	
②本質的価値に準じる価値を構成する諸要素				主郭北西隅虎口石垣(江戸時代前期に改修か)		
③保存・活用に資する諸要素	復元石垣	石垣修理	—	—	—	—
	遺構表示(説明板を含む)	説明板(仮設)	説明板(仮設)	・説明板(仮設) ・陣跡周遊サイン	—	説明板(仮設)
④その他の諸要素	工作物	—	—	—	—	—
	園路	・盛土 ・張芝	—	・盛土 ・張芝	—	—
	道路(国道・県道・市道・里道)	里道	—	里道	里道	里道
	防災・電気・上下水道	—	—	—	—	—
	石碑・石柱	—	—	・忠霊塔 ・石碑	—	石碑
	近代以降の地形造成、土木技術	・工事用仮設道路 ・防護柵(落石等防止)	・法面保護 ・防護柵	—	—	—
	公共施設	—	—	名護屋保育園	—	—
	主な樹木	・● ・●	・● ・●	・● ・●	・● ・●	・● ・●
住宅・店舗	—	—	一般駐車場・住宅	—	駐車場	

表● 特別史跡指定陣跡における構成諸要素(3)

区分・陣跡名称		B		C		
		(11)黒田長政	(12)片桐且元	(13)木村重隆	(14)伊達政宗	(15)生駒親正
指定範囲の概要		推定陣域の西半	陣域ほぼ全体	推定陣域の東半	陣域南半の一部	陣域中心部一帯
①本質的価値を構成する諸要素	石垣 石塁 土塁 櫓台(櫓台状の石垣、高まりを含む)	・土塁 ・石塁 ・櫓台 ※確認中	・石塁 ・石段 ・土塁 ・櫓台	・石垣 ・石塁 ・土塁	・石塁 ・土塁	・石塁 ・土塁
	堀等	—	—	—	空堀	—
	地下の遺構	・集礫遺構 ・溝状遺構 ・飛石列状遺構 ・小穴 ・地下地業遺構 ・石採り場 ※未調査	通路跡	・掘立柱建物跡 ・雪隠遺構 ・飛石列 ・石段 ・地下地業遺構 ・溝状遺構 ・石採り場(推定)	溝状遺構	—
	地形	丘陵(名護屋浦に面する)	丘陵	丘陵	丘陵	丘陵
	遺物	○	○	○	○	○
②本質的価値に準じる価値を構成する諸要素						
③保存・活用に資する諸要素	復元石垣	—	—	—	—	—
	遺構表示(説明板を含む)	説明板(仮設)	—	—	—	説明板(仮設)
④その他の諸要素	工作物	—	—	—	—	—
	園路	—	—	—	—	・舗装園路 ・張芝 ※波戸岬臨海公園に伴う
	道路(国道・県道・市道・里道)	—	—	里道	—	里道
	防災・電気・上下水道	—	—	—	—	—
	石碑・石柱	・	・	—	・	・
	近代以降の地形造成、土木技術	・採石場 ・炭窯跡	—	—	—	—
	公共施設	—	—	—	—	—
主な樹木	・● ・●	・● ・●	・● ・●	・● ・●	・● ・●	
住宅・店舗	—	—	—	—	—	

表● 特別史跡指定陣跡における構成諸要素(4)

区分・陣跡名称	C					
	(16)九鬼嘉隆	(17)上杉景勝	(18)加藤清正	(19)福島正則	(20)小西行長	
指定範囲の概要	推定陣域中心部一帯	陣域中心部一帯	陣域中心部一帯	陣域中心部一帯	陣域中心部一帯	
①本質的価値を構成する諸要素	石垣 石塁 土塁 櫓台(櫓台状の石垣、高まりを含む)	—	・石垣 ・石塁 ・櫓台※推定	・石垣 ・土塁	・石垣 ・石塁 ・土塁	・石垣 ・石塁
	堀等	—	—	—	空堀	—
	地下の遺構	旗竿石	—	旗竿石	旗竿石	—
	地形	丘陵(谷部に遺構存在の可能性)	丘陵	丘陵	丘陵(裾部・谷部に遺構存在か)	丘陵
遺物	○	○	○	○	○	
②本質的価値に準じる価値を構成する諸要素						
③保存・活用に資する諸要素	復元石垣	—	—	—	—	—
	遺構表示(説明板を含む)	説明板(仮設)	—	—	—	—
④その他の諸要素	工作物	—	—	—	—	—
	園路	張芝 ※県道沿い史跡公園に伴う	—	—	—	—
	道路(国道・県道・市道・里道)	県道301号線	里道	里道	—	—
	防災・電気・上下水道	—	—	—	—	—
	石碑・石柱	—	石碑	石碑	石碑	石碑
	近代以降の地形造成、土木技術	—	—	—	—	—
	公共施設	—	—	—	—	ヘリポート
	主な樹木	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●
住宅・店舗	—	—	—	—	—	

表● 特別史跡指定陣跡における構成諸要素(5)

区分・陣跡名称		C		
		(21)毛利秀頼	(22)木下利房	(23)長谷川秀一
指定範囲の概要		推定陣域中心部一帯	陣域中心部一帯	陣域中心部一帯
①本質的価値を構成する諸要素	石垣 石塁 土塁 櫓台(櫓台状の石垣、高まりを含む)	土塁	・石塁 ・土塁 ・通路	・石垣 ・石塁 ・土塁 ・通路
	堀等	—	—	—
	地下の遺構	—	—	—
	地形 遺物	丘陵 ○	丘陵 ○	丘陵 ○
②本質的価値に準じる価値を構成する諸要素				
③保存・活用に資する諸要素	復元石垣	—	—	—
	遺構表示(説明板を含む)	説明板(仮設)	—	—
③その他の諸要素	工作物	水準点	—	—
	園路	—	—	—
	道路(国道・県道・市道・里道)	—	—	—
	防災・電気・上下水道	—	—	—
	石碑・石柱	—	—	—
	近代以降の地形造成、土木技術	—	—	—
	公共施設	—	—	—
	主な樹木	・● ・●	・● ・●	・● ・●
住宅・店舗	—	—	—	

表● 特別史跡指定地周辺における施設・工作物等一覧

区分	番号	陣跡名称	指定地周辺の主な施設・工作物等
A	1	豊臣秀保陣跡	—
	2	堀秀治陣跡	—
	3	加藤嘉明陣跡	—
	4	木下延俊陣跡	—
B	5	前田利家陣跡	—
	6	古田織部陣跡	—
	7	徳川家康別陣跡	—
	8	徳川家康陣跡	—
	9	鍋島直茂陣跡	—
	10	島津義弘陣跡	—
	11	黒田長政陣跡	太陽光パネル
C	12	片桐且元陣跡	—
	13	木村重隆陣跡	—
	14	伊達政宗陣跡	太陽光パネル
	15	生駒親正陣跡	世界海洋プラスチックセンター(仮称) 令和8年度から運用予定
	16	九鬼嘉隆陣跡	—
	17	上杉景勝陣跡	—
	18	加藤清正陣跡	資材・廃材置き場
	19	福島正則陣跡	—
	20	小西行長陣跡	—
	21	毛利秀頼陣跡	—
	22	木下利房陣跡	—
	23	長谷川秀一陣跡	ファームpond

第5章 名護屋城跡の保存・活用・整備の現状・課題

第1節 保存(保存管理)

1 法的措置における現状と課題

現 状	課 題
<p>【現状変更】</p> <p>史跡における現状変更等については、文化財保護法第125条及び文化財保護法施行令第5条の規定に基づき、地元教育委員会、佐賀県を經由して、文化庁長官あてに許可申請を行い、許可を受けている。</p> <p>また、法第125条の規定による現状変更等の許可が必要な行為のうち、施行令第5条第4項に基づき、文化庁長官の権限に属し、自治体の権限で許可ができるものについては、佐賀県又は唐津市教育委員会に許可申請を行い、許可している。</p>	<p>今後も、史跡の本質的価値を保存するために、現状変更の取扱い基準を明示し、手続きを適切に対応する必要がある。</p>
<p>【周知の埋蔵文化財包蔵地における手続き】</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地として把握されている陣跡において、埋蔵文化財の調査以外の目的で発掘が行われる場合、文化財保護法第93・94条の規定に基づき、文化庁長官あてに届出・通知が行われており、文化庁長官は埋蔵文化財の保護上必要な、指示・勧告を行っている。</p>	<p>今後も周知の埋蔵文化財包蔵地において埋蔵文化財の調査以外の目的で発掘が行われる場合、文化財保護法93・94条の規定に基づき届出や通知を適切に行い、文化庁長官は埋蔵文化財の保護上必要な措置を講ずるよう、指示・勧告する必要がある。</p>
<p>【追加指定】</p> <p>史跡指定地の周辺や未指定陣跡について、調査研究の進展に伴い、遺跡が良好に遺存していることが明らかとなった部分については、史跡への追加指定を行っている。</p>	<p>陣跡の調査研究を進展させ、遺跡を適切に保存するため、必要に応じて史跡の追加指定を行う必要がある</p>

2 行政的措置における現状と課題

現 状	課 題
<p>【公有化】</p> <p>史跡指定地のうち、約63.29%である335,852.79㎡が公有地である。</p>	<p>史跡指定地のうち、約36.71%が民有地である。史跡の保護のために、土地所有者等の同意を得ながら、公有化を進める必要がある。</p>
<p>【保存整備事業・調査研究】</p> <p>佐賀県が唐津市・玄海町と協力し、「名護屋城跡並陣跡保存整備事業計画」を策定し、同計画に基づき陣跡群の発掘調査や環境整備等の事業を実施している。</p>	<p>佐賀県が唐津市・玄海町と協力し、「名護屋城跡並陣跡保存整備事業計画」に基づき、事業を継続的に実施する必要がある。</p> <p>遺跡の保存のために、引き続き基礎資料を得るための試掘・確認調査を継続して実施する必要がある。</p>

現 状	課 題
<p>【保存整備事業・調査研究】 遺跡の保存に必要な基礎資料を得るための試掘・確認調査を実施している。 遺跡の保存に必要な開発との調整を行っている。</p>	<p>遺跡の保存のために必要となる開発との調整を継続して実施する必要がある。</p>
<p>【維持管理】 唐津市内の陣跡については、管理団体である唐津市が公有地の草刈り等の維持管理を行っている。また、私有地（民有地）については、土地所有者らの協力を得ながら、管理団体が管理している。</p>	<p>今後も史跡や周知の埋蔵文化財包蔵地を適切に管理するために管理団体による草刈りや樹木管理等を行う必要がある。また、私有地についても、土地所有者等の関係者の理解や協力を得ながら、管理団体が適切に維持管理を行う必要がある。</p>
<p>【災害復旧】 近年の豪雨により、陣跡周縁部等で土砂災害が発生している。崩壊箇所については、佐賀県や唐津市等の地元自治体による復旧が行われている。</p>	<p>豪雨のために発生した土砂災害については、人命の保護と史跡の保護の観点から適切に復旧する必要がある。 土砂災害の発生に備え、防災計画や遺跡保存のための対応策を検討する必要がある。</p>

3 技術的措置における現状と課題

現 状	課 題
<p>【保存修理】 経年劣化等で崩壊の危険性がある遺構について、保存修理を実施している。</p>	<p>引き続き、崩壊の危険性がある遺構について、適切に保存するために必要な保存修理を行う。 また、陣跡等の適切な保存のために必要となる遺構の現状把握や変形の進行状況等の把握に努める。</p>
<p>【樹木管理】 陣跡群やその周辺には、雑木林や果樹林がある。</p>	<p>樹木の更新にあたって、遺跡に影響を与えないように実施する必要がある。 樹木の生育や根返りのために、地下遺構が損傷する可能性がある。</p>
<p>【土地利用等】 イノシシやアナグマ等の野生生物により、耕作地等が掘り返される等の被害が生じている。 また、未指定の陣跡のうち、一部は農地として利用されている。該当地においては、遺跡に影響を与えない範囲で耕作が行われている。</p>	<p>引き続き農地として利用される場合、耕作等の行為は遺跡に影響を与えないようにする必要がある。 イノシシ等による掘り返し等を防止する対策の必要性がある。また、被害箇所については、遺跡に影響を与えないように速やかに復旧する必要がある。</p>
<p>【電力施設関連】 周知の埋蔵文化財包蔵地や周辺地域に玄海原子力発電所をはじめ、私有地にソーラーパネルや風力発電所等の電力施設や送配電施設がある。</p>	<p>陣跡群の保存に必要な調整を行う必要がある。また、自然災害等による原子力発電所の事故等に係る史跡の復旧方法等の検討の必要がある。</p>

第2節 活用

陣跡の活用については、県が特別史跡指定陣跡の一部を環境整備し、県立名護屋城博物館の屋外常設展示施設等として公開・活用しているほか、玄海国定公園の一部を波戸岬海浜公園として活用している。また、県や地元自治体、関連団体が協力しながら、史跡を活用した情報発信やイベントの開催、他城郭関連のイベントへの参加等を行っている。陣跡の活用の現状は以下のとおりである。

内 容	現 状	課 題
史跡・文化財の公開・活用	<p>【一般公開】 史跡指定範囲のうち、公有化・史跡整備又は公園整備が行われた場所について、原則常時公開している</p> <p>【史跡探訪会・発掘調査現場公開】 県立名護屋城博物館の学芸員が陣跡等を実際に歩きながら解説・紹介するイベントを開催している。また、陣跡の発掘調査や史跡整備の進捗に応じて、最新の成果を公開するイベントを開催している</p> <p>【展示解説】 県立名護屋城博物館で、学芸員が常設展示で陣跡についての展示解説を行っている 「VR名護屋城」を活用し、陣跡や城下町をデジタルコンテンツで紹介している</p>	<p>陣跡の多様な特徴をより一層公開できるよう、常時公開できる範囲を拡大や見学ルートを整備する必要がある</p> <p>発掘調査や史跡整備の進捗により、公開できない場合がある</p> <p>これまでの調査研究成果を一層還元するために展示解説を積極的に活用する必要がある デジタルコンテンツ等の更新等により、最新の情報を提供する必要がある</p>
	<p>【県立名護屋城博物館常設展示・企画展示】 県立名護屋城博物館で名護屋城跡や陣跡に関連した展示を行っている。また、関連する講演会等を実施している</p> <p>【名護屋城址刊行案内所】 城跡・陣跡マップ等のパンフレット類を活用し、史跡の情報発信を図っている</p> <p>【図録・パンフレット等】 県立名護屋城博物館において、常設展示や企画展示等に合わせた展示図録を作成し、陣跡等に関する情報発信を図っている また、陣跡を巡るマップ・パンフレットの作成や公開を行っている</p> <p>【研究紀要】 県立名護屋城博物館が刊行する研究紀要において、学芸員等が調査・研究成果を報告し、陣跡等の情報発信を行っている</p>	<p>調査研究成果を還元するために展示内容の更新や企画展示での情報発信を行う必要がある</p> <p>今後もパンフレット等を刊行・活用することで、陣跡等に関する更なる情報発信を行う必要がある</p> <p>今後も展示に応じた図録を刊行することで、陣跡等に関する更なる情報発信を行う必要がある</p> <p>史跡の価値を深化するためにも、継続的な調査研究を行うとともに、継続的な情報の発信の必要である 刊行物全般として、多言語化を一層進め、さらなる情報発信に寄与する必要がある</p>

内 容	現 状	課 題
史跡・文化財の公開・活用	<p>ガイドダンス</p> <p>【調査報告書（発掘調査・史跡整備）】 県立名護屋城博物館や地元自治体が名護屋城跡や陣跡の発掘調査成果をまとめ、成果を公開している</p>	<p>発掘調査や史跡整備の中には、整理作業が完了しておらず、成果を公表できていないものがあるため、調査成果を還元するためにも、調査報告書を刊行する必要がある</p>
	<p>地域連携</p> <p>【出前講座】 地域の要望に応じて、名護屋城博物館の学芸員が名護屋城跡や陣跡の歴史等に関する出前講座を実施している</p> <p>【さるき案内人自主学習会】 名護屋城博物館の協力のもと、さるき案内人による自主学習会を実施し、ガイドの質の向上を図っている</p> <p>【職場体験】 学校教育や社会教育、企業教育の一環として、名護屋城博物館の協力のもと、発掘調査体験等の職場体験を実施している</p> <p>【博学連携事業】 名護屋城博物館と地元の小中学校や高等学校が連携し史跡の見学や発掘調査体験を行うもの</p> <p>【地域間交流】 遺跡の調査・研究・整備等に合わせ、諸大名にゆかりのある地域や自治体と連携を図り、両地域での企画展示やイベントでの情報発信を行っている</p>	<p>名護屋城跡や陣跡について広く知ってもらうためにも、より積極的に出前講座を活用してもらう必要がある</p> <p>継続的に自主学習会を開催し、ガイドの質を向上させるとともに、新規ガイドの育成等で人員体制等の拡充を図る必要がある</p> <p>今後も継続的に学校教育や社会教育、企業教育の場として活用することで、地域の歴史文化の重要性の理解や周知の促進につなげる必要がある</p> <p>引き続き、郷土の歴史や文化を学ぶとともに、史跡の重要性を学ぶ場を提供することが求められる</p> <p>今後も調査・研究・整備等の進捗に合わせて、諸大名にゆかりのある地域や自治体と協力し、全国各地での情報発信や関係強化を図る</p>
観光交流	<p>【九州オルレ（唐津コース）】 名護屋城跡や陣跡周辺の景観等を楽しみながら散策する九州オルレ唐津コースが設定され、活用されている</p> <p>【名護屋浦歴史クルーズ】 肥前名護屋歴史ツーリズム協議会とマリンバル呼子が連携し、観光船で陣跡や周辺地域の案内を行っている</p> <p>【グッズ販売】 肥前名護屋城歴史ツーリズム協議会や関連団体が名護屋城や陣跡に関連したグッズを制作し、販売している</p>	<p>コースの維持管理が必要である。また、一層の活用のために周知する必要がある</p> <p>積極的な活用のために一層の情報発信が必要である</p> <p>グッズ販売の場所が限定的である</p>

内 容		現 状	課 題
地域づくりの拠点としての公開・活用	観光交流	<p>【名護屋城跡さくらと陣跡ウォーク】 (一社) 唐津観光協会が主催し、桜開花シーズンに合わせ名護屋城跡や周辺陣跡等を散策するもの</p> <p>【天下料理】 唐津上場商工会が主体となり、文献等を参考に武将にちなんだ料理や食材を提供している</p> <p>【はじまりの名護屋城。プロジェクト】 県が主体となり行う事業で、名護屋城跡・陣跡をより一層魅力的な文化・観光資源の拠点として磨き上げることが目的にサイン等の整備や情報発信に係るイベント等を行うもの</p> <p>【名護屋大茶会】 はじまりの名護屋城。プロジェクトの一環として、名護屋城跡の認知度の向上や情報発信を目的に名護屋城跡や周辺陣跡を活用しながら茶会等のイベントを行うもの</p> <p>【お城 EXPO 等の情報発信イベントへの参加】 名護屋城跡並陣跡の情報発信や集客を目的に、佐賀県と唐津市が共同で城郭関連イベントに参加し、城跡や陣跡の情報発信を行っている</p> <p>【SNS による情報発信】 名護屋城址観光案内所等を主体に名護屋城跡関連の観光情報等の発信を行っている</p>	<p>【イベント全般】 イベントに関連するステージ等の設営にあたって、文化財保護との調整が必要である 地域づくりの拠点とするために、継続的なイベントの開催の必要がある 地域づくりの拠点となるために、より発展的にイベントを開催するためにも、周知化を進める必要がある</p>

第3節 整備

陣跡の整備については、前述のとおり、佐賀県立名護屋城博物館が主体となり実施している、特別史跡「名護屋城跡並陣跡」保存整備事業で実施している。また、公開にあたっては管理団体である唐津市や関連団体が仮設的な案内板を設置する等の環境整備を行っている。陣跡の整備の現状と課題は次のとおりである。

内 容	現 状	課 題
石垣修理	<ul style="list-style-type: none"> ・石垣や石塁の現状把握が進められている ・前田利家陣跡主郭部虎口の石垣修理が行われている ・古田織部陣跡主郭部周辺部の石垣修理が行われている ・豊臣秀保陣跡主郭部枳形虎口の石塁修理が行われている 	<p>すべて石垣・石塁について現状把握と記録が完了していないことから、継続的な現状把握の取り組みが必要である 現状把握に基づき、石垣や石塁等の保存のために必要となる保存修理を引き続き行う必要がある</p>

内 容	現 状	課 題
環境整備	名護屋城跡並陣跡保存整備事業で豊臣秀保陣跡、堀秀治陣跡、加藤嘉明陣跡、古田織部陣跡、木下延俊陣跡、前田利家陣跡の環境整備が行われている	より一層、陣跡の公開活用を行うために、継続的に保存整備計画に基づき、環境整備を行う必要がある 既整備箇所について、経年による劣化のため、再整備が必要な箇所があり、計画的な再整備のためにも再整備計画等を検討する必要がある
公園整備等	波戸岬海浜公園の一部として、生駒親正陣跡が整備されている	地域の観光交流の場として積極的に活用するとともに、文化財保護との調整の必要性がある

第4節 運営・体制

昭和53年度に策定した特別史跡「名護屋城跡並びに陣跡」保存管理計画に基づき、陣跡群の保存管理・発掘調査及び環境整備・活用に係る各事業を、行政(県・地元自治体)と地域住民・CSOのそれぞれが役割分担しながら実施してきた。また、前述の保存管理計画策定以降に追加指定された陣跡についても、同計画における取扱い基準を準用し、事業を実施している。

現 状	課 題
<p>【地域住民やCSOと協働した運営体制】 史跡の活用については、行政主体での情報発信事業とともに、CSO(市民団体)が主体となり実施する各種イベント、官民連携事業等が実施されている</p>	<p>史跡の適切な保存管理や本質的価値の顕在化・深化を進めるために、現状変更への対応や発掘調査等の継続的な実施の必要性がある こうした状況に対応するためにも、行政における適切な人員配置を行うとともに、各機関がより綿密に連携しながら事業を実施する必要がある また活用面では、行政だけでなくCSOも活動を行っていることから、行政や各団体の活動の効果を最大限に活かす観点からも、協力関係や情報共有等の必要性がある さらには、これらの運営体制を維持するためにも、今後の体制を担う人材の育成が必要である</p>
<p>【県・市町の庁内連携】 史跡指定地の一部は国定公園や保安林、地域森林計画等の対象地として指定されていることから、県・市町の農林・土木部局や市民センター等と連携・情報共有し、文化財保護に係る協力を得るとともに、必要となる申請等を行う</p>	<p>今後も適切な文化財の保護に係る協力を得るとともに、国定公園や保安林、地域森林計画等とも協調するために、県・市町関連部局と適切な連携・情報共有を図る必要がある</p>

第6章 大綱・基本方針

第1節 大綱

秀吉のもと、全国から諸大名が参集し、臨時的ではあるものの国内での拠点的作用を果たした名護屋では、朝鮮半島に渡海した諸大名、武将が苛烈な戦いを続ける一方で、豪壮・華麗な桃山文化が開花していた。名護屋では、諸大名が各々の趣向を凝らした屋敷が構え、敷地内には茶室や能舞台が設えられ、盛んに文化交流が行われた。当時、世界最大級の人口を誇ったとされる城下町ではあらゆる文物が行きかい、また賑わいの中で交わされた情報は名護屋から全国各地へもたらされていく。

こうした日本史上、稀有な状況が招来した当地の歴史性や文化史上の重要性を今に伝える陣跡群は、昭和30年(1950)に名護屋城跡と共に主要な陣跡が特別史跡に指定された。また、以降は佐賀県及び関係自治体の行政主導による保存整備事業が推進され、陣跡群の保存と活用が図られている。こうした経緯や現状と課題を踏まえ、陣跡群の保存と活用に係る大綱を以下に示す。

「歴史と文化を今に伝える名護屋城跡並陣跡の本質的価値を確実に次世代に継承し、多様な主体と連携しながら、地域における調査研究・教育・観光資源として未来に向けて発展させる」

第2節 基本方針

1 保存管理の基本方針

名護屋城跡や陣跡群の本質的価値を次世代に確実に継承することを基本方針とするとともに、着実に調査・研究を継続することで本質的価値に係る知見の拡充や深化に努める。

また、名護屋城跡や陣跡の本質的価値を構成する諸要素の保存と活用を図るために有用なその他の諸要素については、その維持管理を適切に行う。

本質的価値を適切に保存するための現状変更の取扱い基準を明確化するとともに、史跡の適切な管理のために必要となる公有化及び追加指定に努める。

陣跡群は周辺環境と共に地域の風土、生活、文化を形成することから、これらを損なうことなく維持するために必要となる協議・調整を綿密に行う。

2 活用の基本方針

地域住民をはじめ、国内外からの来訪者が、陣跡それぞれが持つ個性的な歴史性や文化、景観を体感することを通じて、本質的価値に対する理解を深め、認知・関心の高まりを促す歴史資産として活用することを基本とする。

調査・研究の成果を多様な媒体を通じて公開し、遺跡群の本質的価値の周知化を促進させる。また、郷土の歴史文化への関心や理解を深めるために、学校教育や社会教育の場として積極的に活用することで、教育資源としても活用する。

また、玄海国定公園の一部をなす風光明媚な周辺の自然環境と共に、地域の生活や文化、風土を成す陣跡群を観光資源としてより一層深化することで国内外からの来訪者に陣跡群への理解や関心を高めると

もに、ひいては郷土への愛着や誇りをもった次世代を担う人材を育成する機運を醸成する。

3 整備の基本方針

史跡の本質的価値を維持するために必要となる保存修理を着実にを行うことを基本方針とする。また、これまでに蓄積された調査・研究の成果に基づき、史跡の本質的価値の顕在化させるとともに、来訪者にわかりやすく伝えるために必要となる修景整備を行う。

再整備の必要性が生じたものについては、劣化等の原因を究明し、より効果的な公開・活用に向けた整備の方法を検討し、計画的な再整備を実施する。

広域に及ぶ遺跡群は地域住民の生活とも密接に関係していることから、地域住民が安全に生活できるとともに、来訪者も快適に見学できる環境整備を検討する。

4 運営・体制の基本方針

行政と地域住民、CSO等、遺跡群の保存や活用、整備に関わるそれぞれが担う役割を明らかにし、それぞれが積極的に連携・協働し、円滑に事業を運営することを基本方針とする。また、多様な主体者が遺跡群の保存と活用、整備を担う人材の拡充・育成を図る。



第●図 陣跡における保存・活用・整備の方針

第7章 保存(保存管理)の方向性と方法

第1節 方向性

陣跡群が持つ本質的価値を次世代に確実に継承するために、引き続き調査・研究を継続し、本質的価値を構成する諸要素に対する知見を深めるとともに、その特質や全体像の把握、さらには顕在化を図る。また、本質的価値を構成し、その価値を継承する上で保存が必要な対象を明らかにし、優先順位を定めながら、個別に具体的な保存方法を検討することを基本とする。陣跡は名護屋城跡と同様に、その機能を停止するための城割の痕跡が各所に見受けられるも、諸大名がそれぞれの屋敷に凝らした趣や個性を残している。周辺の自然環境と調和しつつ、地域における風土、生活、歴史文化を形成している。こうした状況を重視し、保存修理においては、施設や工作物等の復元・設置は必要最低限とし、城割を含む歴史性や自然環境と調和した景観を最大限に活かす保存を進めるものとし、活用に関する取組みも、保存(保存管理)の基本方針と整合させながら実施することとする。

また、陣跡群は広域に所在し、それぞれが地域住民の生活とも密接に関係する。そのため、来訪者の安全で快適な見学環境を構築するとともに、地域住民の安全な生活を両立させるために、災害等により甚大な影響を受ける箇所を検討・把握に努め、また毀損箇所の早期把握と応急対応、植生管理を中心とした維持管理を適切に行う。また、史跡の保存管理上必要となる箇所については、地権者や地域住民の理解を得ながら公有化を図る。

史跡内の現状変更については、取扱いの方針及び基準を明確にし、周知を徹底し厳正に運用する。

第2節 方法

1 法的観点から見た保存(保存管理)の方法

陣跡群については、現状主要な23ヵ所が特別史跡に指定されているが、それらの指定陣跡群についても、ほぼ全域が指定されているものと曲輪等が明瞭に遺存する一部分のみの指定のものがある。また、第4章第3節でも前述したように、発掘調査・史跡整備の進捗にも陣跡別に格差があり、状況は多様である。

こうした現状を踏まえ、陣跡群の本質的価値を確実に継承するためにも、後述のとおり、史跡指定地内においては現状変更の取扱い方針及び基準を明確にし、厳正に運用する。地域住民や事業者への周知を図るとともに、法の趣旨の理解を促進し、順守することを求める。

また、指定地以外については、「周知の埋蔵文化財包蔵地」として周知化し、その情報を県ホームページ等で公開しており、合わせて遺跡群を構成する諸要素を適切に保存するために開発等との調整を図る。

さらに調査・研究の継続により、新たな価値を有する構成要素が明らかとなった範囲については、史跡への追加指定を行うほか、遺跡の範囲の拡大等の範囲の修正・公開を行う。

2 行政的観点から見た保存(保存管理)の方法

前述のとおり、指定陣跡の公有化の状況については部分的である。今後も唐津市内については管理団体である唐津市を主体とし、地権者や地域住民の協力を得ながら適切に史跡指定地の管理を行うとともに、史跡の保存管理上の必要等が生じた場合には公有化を進める。

また、陣跡群の発掘調査については、陣跡ごとに格差があり、一様ではない。今後も遺跡の範囲の把握やその内容の理解、本質的価値を継承するための方法の検討等の基礎情報を得るためにも、計画的な発掘調査が必要である。名護屋城博物館による保存整備事業での計画的かつ効果的な調査成果の蓄積や、地元自治体による試掘・確認調査等による保存と開発との調整を継続的に図る。併せて発掘調査成果の蓄積とともに、本質的価値の顕在化や深化のためにも社会教育機関や大学等と連携し、歴史学や文献史学等との学際的な調査研究の進展も検討する。

維持管理については、陣跡群における樹木の繁茂や樹根の伸長により遺構への影響や景観の悪化が懸念されることから、管理団体や地域住民、関連団体が協力し、草刈りや樹木の伐採等を継続的に行う。また、広域にわたる遺跡の日常管理体制を維持するためにも、必要となる人員体制や予算の確保に努める。併せて、近年深刻化する豪雨や地震等の自然災害については、罹災した場合は史跡の本質的価値を損なうことがないように、また地域住民や来訪者の安全を踏まえ早急に対応する。さらに、日頃から罹災の危険性がある箇所把握や防災・減災にかかる対策・処置等の検討に努める。

3 技術的観点から見た保存(保存管理)の方法

陣跡群については、名護屋城跡と同様に、石垣の崩落等により史跡の本質的価値を損なう可能性がある部分について、把握が進められ、危険性の高い石垣については解体修理を含む保存修理が実施されてきた。また、一部の陣跡については、保存整備事業の中で、遺跡の保存とともにその歴史的・文化的特質を広く公開するための修景整備や環境整備が実施されている。今後も、陣跡群の本質的価値を保存しつつ、その価値を広く周知するための方策としての修景整備等を行う。また、一部陣跡については、修景整備から経年による劣化が生じている。陣跡の本質的価値を損なう新たな要因となることがないように、経年劣化の状況の把握に努めるとともに、劣化の要因を明らかにし、優先度の高いものから計画的に再整備する。

また、陣跡のうち一部は果樹等の栽培や耕作が現在も行われている。今後も地域住民の生活と共存しながら陣跡群を適切に保存するためにも、発掘調査成果等の蓄積に基づく、住民生活との調整を図る。同様に、社会インフラの整備についても、調整を行う。

第3節 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準

1 現状変更等について

文化財保護法(以下この章において「法」という。)第125条により「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」とされている。ただしその行為が維持の措置等、史跡への影響が軽微なものについて、許可を要しない場合が同条ただし書きにおいて示されている。

また、法第125条に係る重大な現状変更以外については、法第184条第1項第2号の規定により、都道府県・市に許可の権限が委譲されており、その権限の範囲は、文化財保護法施行令第5条第4項第1号に示されている。

特別史跡名護屋城跡並陣跡における現状変更等の取扱方針は、特別史跡が持つ本質的価値を減じる行為について現状変更を認めないこととする。なお、特別史跡の指定区域内において諸要素等の保存状況等が異なっているため、地区区分ごとに予測される各種の現状変更等について、取扱基準を設定する。

2 現状変更等の取扱い

法令上の基準

①現状変更等を許可できない場合

- ア)史跡の適切な保存管理のために策定された「保存活用計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
- イ)史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ウ)史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

②現状変更等の許可が不要な場合

法第125条第1項ただし書きに規定され、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」第4条に基づき、以下の行為については許可を要しない。

ア)維持の措置を執る場合

- ・特別史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の現状に復するとき。

【具体例】大雨等により小規模な土砂の流失があった場合に、元の形状に復するとき

石垣の石材等が部分的に外れた際に元の位置に復するとき

- ・特別史跡がき損し、又は衰亡している場合において、き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき。

【具体例】土砂の流出、崩落防止等に係る応急的な土のう等の設置

- ・特別史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該箇所の復元が不可能な場合による除去

【具体例】曲輪の地形を構成する法面が崩落し、崩落個所の現状復旧が不可能で人命に危害が及ぶ危険性がある場合

イ)非常災害のために必要な応急措置を執る場合

- ・地震、台風、大雨などの非常災害の際の応急措置や被害拡大防止措置、立ち入り禁止などの安全管理措置など

ウ)保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合

- ・除草や枯死木の撤去(抜根は除く)、樹木の選定、危険枝・支障枝の除去
- ・イベント時の掘削等を伴わない簡易工作物の設置など

これらの行為に該当するか否かは、文化庁及び佐賀県文化課文化財保護・活用室の指導のもと、唐津市教育委員会・玄海町教育委員会で判断する。

③佐賀県(玄海町内)、唐津市教育委員会(唐津市内)による許可が必要な行為

法第184条第1項第2号及び施行令第5条第4項の規定により、文化庁長官の権限に属する事務は、玄海町内においては佐賀県に、唐津市内においては唐津市教育委員会に現状変更等の許可、取消し、停止命令の権限が委譲されている行為

- ア)小規模建築物(階数が2以下、建築面積が120㎡以下など)で2年以内の期限を限って設置されるものの新築・増築・改築
- イ)工作物(建築物を除く)の設置・改修
- ウ)道路の舗装・修繕
- エ)法第115条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

- オ)電柱、電線、ガス管、水道管、下水管その他これらに類する工作物の設置、改修
- カ)建築物等の撤去
- キ)木竹の伐採
- ク)史跡の保存のため必要な試験材料の採取

④文化庁長官の許可が必要な行為

既述の②現状変更が不要な行為及び③佐賀県もしくは唐津市教育委員会による許可が必要な行為以外については、文化庁長官の許可が必要となる。

3 地区区分の設定

本計画の対象地区は約53ヘクタールと広大であり、公有地や民有地が点在している。このため公益上必要な行為については、特別史跡の本質的価値に影響を及ぼさない範囲については認めることとし、A地区・B地区の2地区に区分し、史跡指定地における文化財の保存管理に関する基準を遺構の保存と史跡として相応しい景観の保全を前提として、それぞれの現状変更等の基本的な取扱基準を次のとおり定める。

A地区：特別史跡指定対象地のうち、石垣・門跡・石塁・土塁等学術上重要な遺構が含まれ、かつ原状が山林・原野・田・畑地等で、住宅や店舗等、現代建物及び工作物のない地区

B地区：特別史跡指定対象地のうち、民有地で住宅や店舗等、現代建物や工作物があり、住民生活等と特別史跡が共存する地区

なお、B地区については、おおよそ民有地等を前提に設定しているため、将来公有化が果たされた際にはA地区へ再設定するものとする。

4 現状変更等のこれまでの行為・予測される行為

特別史跡名護屋城跡並陣跡のうち、陣跡の指定範囲内におけるこれまでの現状変更等の行為の多くが、佐賀県立名護屋城博物館が実施する「学術目的で実施する発掘調査」、「保存整備・遺構等整備」であり、その次にあげられるのが、電柱の建替えである。

また指定地は国道204号線や県道波戸岬線など生活道路に沿うように立地し、指定地内には保育園舎や作業所などが所在しているなど、生活に密接している箇所が点在する。その住民のための上下水道・ガス・電気や道路などの社会インフラ整備は必要であり、公共の利益に資するものとは共存していくべきであるという立場から、地下の遺構や遺物に影響がない範囲で認めるものとする。

このほか近年の傾向としては自然災害等によるき損があげられ、今後は事前の防災整備も考慮する必要がある。

5 現状変更等の取扱基準

表● 現状変更取扱い基準のとおり



第●図 陣跡地区区分図

表● 現状変更取扱い基準

	A 地区	B 地区
学術目的で実施する発掘調査	名護屋城跡の本質的価値を把握するうえで必要な行為であるため、発掘調査を計画的に実施する場合において認める。	A 地区と同様
保存整備・遺構等整備	発掘調査、史料調査等の成果に基づき、かつ遺構の保存に影響を与えない内容で、特別史跡「名護屋城跡並びに陣跡」保存整備委員会の同意を得たものは認める。	A 地区と同様
防災整備	大規模降雨や地震などの自然災害等による史跡のき損・衰亡の拡大防止措置として、特別史跡「名護屋城跡並びに陣跡」保存整備委員会の同意を得たものは認める。	大規模降雨や地震など自然災害等による史跡のき損・衰亡の拡大防止措置として、史跡の価値や景観を損なわないよう必要最小限の範囲において計画し、特別史跡「名護屋城跡並びに陣跡」保存整備委員会の同意を得たもの、住宅地および施設を災害から守るために必要最小限と認められる範囲の整備は認める。
地形の改変	原則として認めない。ただし、特別史跡の保存活用を目的とする調査整備、便益施設、来訪者の安全確保を目的とした改修に伴うもの、または防災整備、災害復旧に伴うものに限り認める。	A 地区と同様
建物の新築、改築、増築、除去	原則として認めない。ただし、特別史跡の公開活用に必要な便益施設の設置または更新を図ろうとする場合において、特別史跡「名護屋城跡並びに陣跡」保存整備委員会において同意を得たものは認める。	新築については原則として認めない。既存建物の改築については原則として認める。
工作物の新設、改修、除去	史跡の解説サイン等史跡の保存活用を目的に行う設置については基礎埋設を行わないよう史跡の保存に配慮し、特別史跡「名護屋城跡並びに陣跡」保存整備委員会の同意を得たものは認める。 農地の石積みについては、構造の変更を伴わない改修は認めるが、コンクリート擁壁等への変更など史跡景観に対する影響が著しいものは認めない。 工作物の新設、改修にあたっては周辺との景観を十分配慮する。	A地区と同様
仮設工作物の一時設置	名護屋城跡の活用を目的としたイベント等における一時的な仮設工作物の設置は、目的に見合った規模を十分検討し、必要最小限の範囲で認める。	A地区と同様

	A地区	B地区
仮設工作物の一時設置	仮設工作物を固定するための杭打ちなど、地形に影響を及ぼす行為は原則認めない。ただし、やむを得ず必要であり、かつ発掘調査の成果から地下に遺構が存在しないと判断が可能な場合に限り、必要最小限の範囲において認める。	A地区と同様
地下埋設物の設置、改修	名護屋城跡の保存活用、または上下水道等社会インフラ整備を目的とするもので景観への影響が必要最小限のものは認める。その際には事前の発掘調査、工事立会等を実施し、地下遺構を発見した場合は、迂回等計画変更を行い、遺構は現状保存するものとする。	景観への影響が必要最小限のものは認める。必要に応じて事前の発掘調査・工事立会等を実施し、地下遺構を発見した場合は、迂回等計画変更を行い、遺構は現状保存するものとする。
道路の新設、拡幅、改修	道路の新設、既設道路の拡幅は認めない。既設道路の維持改修は遺構の保存と景観との調和を図る場合により認める。	A地区と同様
木竹の伐採、抜根、植栽	伐採は特別史跡の保存活用、安全管理上必要な範囲において認める。 抜根は遺構への影響がないこと、または遺構の保護措置を行った場合は認める。	個人住宅、公共施設等、民有農地において、各所有者に必要性により実施するものは、石垣・石塁及び遺構を損傷する恐れがないものに限り認める。

語句の説明

新築：新たに土地を整地するなどして、建物が無い土地に新たに建物をたてること

増築：既存建物の「床面積」を増加させ建物を建てること

改築：建物の全部または一部を除去し、同じ用途・構造・規模の建物を建て、かつ除去した建物範囲を超えないこと

第4節 史跡追加指定の方針

名護屋城跡周辺は先述のとおり 150 を超える大名・武将の陣屋が立ち並んでいた。しかしながら文禄・慶長の役が終息するとともに各大名は帰還し、陣屋も役割を終えている。陣屋はその後、畑地等に利用されるなどで次第に壊されていったものと思われる。その中でも遺構が良好な状態で残存している陣跡の内、23 か所が特別史跡に指定されている。このほかの陣跡については今後、調査を進める中で名護屋城跡の本質的価値を伝える重要な遺構の発見や史料発見に係る学術的進展の中で、その保存を図るため追加指定を検討するものとする。

第5節 史跡公有化の方針

前述したとおり、A地区・B地区の設定区分は土地利用及び土地所有者の差異により区分しているもので、特別史跡指定地として一体的な保存管理を行うためには、土地所有者の理解を得ながら公有化を目指すことが望ましい。所有地は県有地・市有地・民有地・宗教法人地であり、特に民有地については、土地所有者の意向に沿いながら進めていくこととする。

第8章 活用の方向性と方法

第1節 活用の方向性

地域に残る陣跡群は、その規模の大小や発見された遺構の違い、周辺環境との関わりから、個性豊かで多様な歴史的・文化的景観を形作っている。また、発掘調査の成果からそれぞれ趣向を凝らした御殿群とともに茶室や庭園空間等の遊興空間も設えていたことが明らかとなっており、当時の華やかな桃山文化の一端を今に伝えている。こうした歴史的・文化的景観と調査成果を活かした整備を行い、「本物」の歴史的・文化的空間を体感できる「歴史資産としての活用」を進める。

地域におけるこれら歴史資産を適切に保存し、次世代に継承するために、地域住民がその歴史的価値への理解を深め、関心を高める必要がある。そのために、学校教育、社会教育の場を積極的に提供し、また教育の場としての積極的な活用を促すために、教育機関等との協力や連携を図り、「教育資源としての活用」も進める。

沿岸の島々を望む雄大な玄界灘沿岸地域の自然環境や「波戸岬のサザエ」、「呼子のイカ」等で知られる地域の観光資源と、歴史資源を有機的に結び付け、陣跡群を歴史・文化を「観光拠点として活用」することを進める。また、観光資源として積極的に活用するために、行政関係機関や地域住民、市民団体等の多様な主体者が連携・協力することで、より発展的な活用につなげる。併せて、地域住民の生活とも密接に関係する陣跡群をまちづくりの中に位置づけることで、地域における象徴とし、郷土に対する愛着や誇り、次世代に継承しようとする機運を醸成することを目指す。

第2節 方法

1 「歴史資産としての活用」

陣跡群が立地する東松浦半島沿岸地域は、唐津市や玄海町の中心部から離れるものの、玄界灘沿岸地域の風光明媚な自然環境に恵まれ、往時を偲ぶ石垣や土塁等の遺構が周辺環境と調和しながら地域特有の景観を形成している。こうした優れた自然と共に当地に残された遺構群の多くは、「文禄・慶長の役」という限られた時間幅の中で構築されたものであり、その希少性は極めて高い。また、名護屋城跡を含め、各所に残された石垣は当時の土木技術を今日に伝える「本物」の歴史である。こうした近世初期の城郭や都市の研究拠点としての活用を目指す。

陣跡群については、名護屋城跡に比べ、発掘調査等が及んでいない部分もあるが、引き続き調査・研究を進展させることで、より一層の歴史的価値を明らかにする。また、新たに得られた調査成果については、ホームページやSNS、パンフレット等の多様な媒体を通じて広く情報発信するとともに、名護屋城博物館等の諸施設や陣跡の説明板等も活用し、地域に還元する。陣跡群の本質的価値を効果的に理解するための環境整備については、現在名護屋城跡に注力されているが、前田利家陣跡をはじめ、保存整備計画等や周遊ルートの整備等と協働しながら推進していく。

名護屋城博物館は、日本列島と朝鮮半島の交流史において、一つの重大な出来事の舞台となった名護屋城跡並陣跡に隣接する場所に設置された県立の歴史博物館である。日韓交流及び国際学術交流の拠点として、日韓交流史に係る調査研究・展示普及等を主たる業務としている。また名護屋城跡並陣跡の調査・研

究と、その成果に基づいた保存整備・活用事業の中心を担っている。今後も管理団体である唐津市や玄海町と協力・連携し、貴重な歴史資産である名護屋城跡並陣跡の確実な保存と、学術的知見に基づいた情報



写真● 史跡探訪会

発信・公開活用事業を積極的に推進する。同館には、設立時からの理念である「博物館と遺跡との一体的な取組」を堅持し、調査・研究成果の展示や広報のみならず、遺跡群や史跡整備箇所を有機的に繋ぎ、その説明内容を補完し、さらには遺跡の価値や魅力、ひいては歴史の面白さを来訪者にわかりやすく伝える拠点としての役割が求められる。

同館が主催する「史跡探訪会」、「ナイトミュージアム」は継続的に実施されている史跡を活用し

た催しである。いずれの催しも学芸員等が参加者に対し、史跡の魅力やこれまでの研究成果を解説しながら案内する催しである。特に、史跡探訪会は昭和63年(1988)から定期的に開催される長寿企画であり、これらの取組みを通じて、参加者に史跡への理解や関心を深めてもらうとともに、城跡や陣跡を自身の足で歩き、周辺の自然環境や景観を体感することができる。また、主催側も参加者とのコミュニケーションやアンケート等をもとに、史跡の管理や環境整備等に対する意見や要望、評価を得ることができる有益な機会となっており、今後も周知を図るとともに継続的かつ発展的に、その在り方を検討しながら進める。また、こうした取組みとともに名護屋城博物館を中心とした研究や発掘調査成果の蓄積と公開を通じて近世初期の城郭の研究拠点としての充実も図る。

2 「教育資源としての活用」

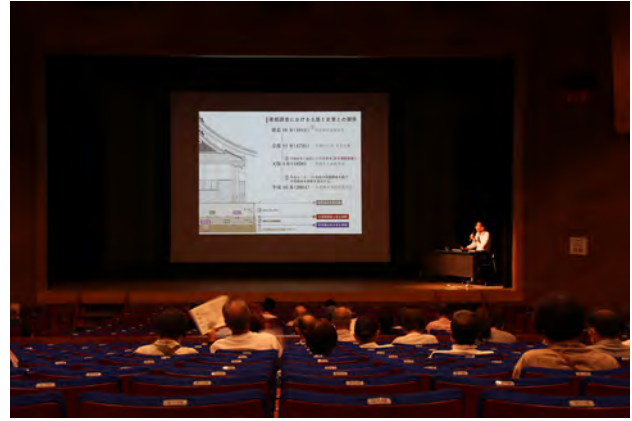
名護屋城跡とともに陣跡群の歴史的価値や魅力を地域住民に周知し、理解を深めるため教育現場と連携を強化する。豊臣秀吉の大陸侵攻の国内拠点となった名護屋城跡の全国的知名度は高く、地域における郷土学習への取り組みや関心は比較的高い状況にある。こうした状況を踏まえ、現地を訪れて学ぶことを通じて、史跡や地域の歴史へのより一層の関心や理解を深め、また郷土に対する愛着や誇りを育むために、教育現場へ積極的に働きかけるとともに、十分な学習機会の確保に努める。

学校教育 名護屋城博物館では、「博学連携事業」を実施しており、地元高等学校と連携し、日韓交流史授業や史跡についての学習を通じた地域の歴史文化に関する理解や興味関心を深めている。また、職場体験の一環として史跡における発掘調査や出土品の整理作業等の体験授業を実施している。このほか、地元の小中学校に向けた出前授業や学校と共同した郷土学習を行っているほか、大学等と連携し、将来の学芸員を育成するための学芸員実習の受け入れを行い、史跡の調査研究・保存に関する実地研修の場を提供している。こうした取組みにより学校教育における学習の場として積極的に史跡を公開・活用する取組みを実施する。

学校現場に向けては、名護屋城跡や陣跡を校外学習の場として定期的に活用してもらうことで、地域の歴史や文化を現地で学ぶ機会として積極的にカリキュラムに取り入れてもらい、学習機会の増加と地域の歴史文化に対する理解の定着に繋げる。また、小・中学校や高等学校におけるカリキュラムの実情に合わせ、求められる内容や学習目的に応じた内容の拡充と明確化を進める必要がある。合わせて、県や市町、民間団体等が連携し、授業のテーマや求められる内容に応じて柔軟に対応するとともに、広範な協働関係の構築を図りながら学習の場としての役割の増加に寄与するよう努める必要がある。



写真● 博学連携授業



写真● なごや歴史講座

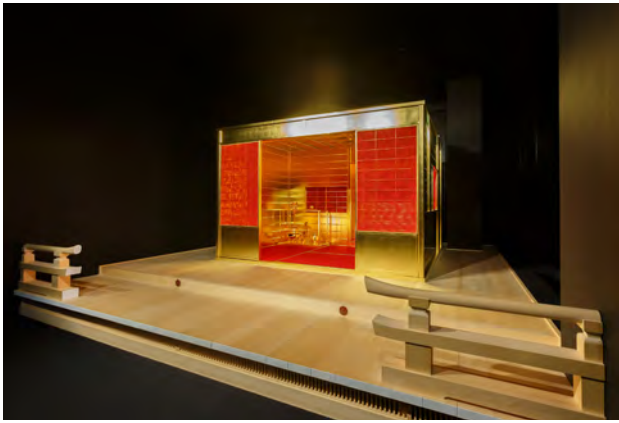
社会教育 名護屋城博物館では、学芸員等が主体となり特別史跡「名護屋城跡並陣跡」や「日本列島と朝鮮半島の交流史」、佐賀県の歴史・文化等を主題とした「なごや歴史講座」を開催している。また、地域の要請に応じて学芸員等が公民館や社会教育施設に赴き、地域の歴史・文化を解説する「出前講座」を実施している。そのほか、行政や企業の職員を受け入れ、史跡を活用した職場体験の活動や、波戸岬少年自然の家と連携し、地域の自然や景観を、史跡をめぐることを通して体験する等、多様な社会教育の場としても活用している。

これまでも述べたとおり、名護屋城跡並陣跡は、短期間ではあるが近世初期の一時期において、国内の拠点の一つとなり、政治、経済、文化、芸術等様々な機能・要素が集約されていた。そのため、名護屋城跡や陣跡を主題とした講座等については、東アジア史や日本史、考古学(城郭史)等に留まらず、多様な研究分野と関連し構成することが可能であると考えられる。今後も学校教育や社会教育の場として継続的に学習の場を提供し続けるとともに、生涯学習関連機関や大学等の研究機関とも連携も模索し、より一層の多彩で拡充した内容の講座等の在り方を検討する。また、史跡を活用したまちづくりや地域振興等、社会的な視点も取り入れながら、広く生涯学習の拠点としての活用も図る。

3 「観光資源としての活用」

陣跡群を名護屋城跡とともに城下町跡・太閤道等の関連遺跡や玄海国定公園等の景勝地と有機的に結び付けることで、その魅力を高める。また、その魅力を地域住民や来訪者に周知することで、遺跡群に対する理解や関心を高め、地域活性化につなげるための観光資源としての活用を図る。さらに、国内外からの来訪者が、名護屋城跡や陣跡等の本質的価値を深く理解し、また周辺の風土・文化を体験できるように、見学ガイドの育成面の充実を図る。

佐賀県では、唐津・玄海エリアにおける産業・地域資源の特長や魅力を掘り下げ、発信・活用する「唐津プロジェクト」を推進している。その一環として、当時名護屋に在陣した豊臣秀吉や諸大名が茶の湯や能等で盛んに文化的交流を行った史実にちなみ、名護屋城跡や周辺施設・陣跡を会場とした「名護屋城大茶会」を開催したほか、名護屋での茶会に使用されたとされる「黄金の茶室」「草庵茶室」の再現・活用事業を実施している。また、城跡や陣跡、周辺施設を有機的に結び活用するための周遊サイン整備等のハード面での取組みも行われている。佐賀県と唐津市が共同で実施している取組みとしては、「お城EXPO」等の催しに参加し、名護屋城跡や陣跡、周辺地域の観光情報等の情報発信のためのブースを設けている等している。そのほか、一部陣跡については名護屋城跡とともに「九州オルレ唐津コース」に設定されており、周辺の自然環境と歴史を体感できるトレッキングコースとして、定期的な散策が行われている。また、春の季節を感じながら城跡や周辺陣跡を巡るウォーキングイベントや周辺の自然とともに歴史文化を体感する



写真● 黄金の茶室



写真● 草庵茶室

クルージング、キャンプイベント等の企画が行われている。あわせて、名護屋に参集した諸大名に関連したグッズの販売や、文献等を参考に地元飲食店が提供する「天下料理」等の取組が行われている。観光ガイド等については、運営する関係団体(肥前名護屋歴史ツーリズム協議会等)と行政や博物館等が積極的に連携しながら、定期的な研修を実施し、人材の育成を務める。また、見学ガイドによる来訪者へのサービスの提供とともに、これを補完できるよう、タブレット端末等を活用したデジタルコンテンツやオーディオガイド等の導入・活用、現在運用されているものの内容の拡充や多言語化についても検討を進める。さらに、こうした催しや取組みが一過性に終わるのではなく、地域に根付いた取り組みとなるよう、持続的な事業の展開やさらなる発展が望まれる。

また、各種事業を担う団体が積極的に連携・協働の取り組むことで、より一層の内容の拡充・発展と周知を図る。さらに、陣跡群は全国各地から参集した諸大名にとっての「ゆかり」の地であり、名護屋と全国各地を結びつける可能性を秘めた歴史資産として積極的な活用の方法を検討する。

上記イベントのほかにも、文化財の適切な保護を前提に、陣跡ならではの雰囲気や歴史的景観を活かした音楽コンサート、演劇、プロジェクションマッピング等の多彩な催しや企画への陣跡の活用や協力、ユニークベニューとしての活用を積極的に行う。また、アプリ、SNS、動画サイト等の多彩な媒体を利用し、情報発信を図るとともに、広域にわたる城跡や陣跡、景観、周辺観光施設へ効果的に周遊できるようなコンテンツの制作や内容拡充を図る。

4 「地域に根差した存在となるための活用」

名護屋城跡や陣跡の本質的価値を周辺の自然環境や文化とともに、今後も着実に後世に継承していくためには、これら遺跡群とともに当地で生活する地域住民の理解と協力が何よりも不可欠となる。したがって、地域住民が郷土に誇りや愛着を持ち、地域に所在する陣跡群の本質的価値やその魅力を理解し、深めるような環境を整備することが必要である。また、陣跡群を後世に着実に継承するためにも、地域住民の積極的な関与を促す仕組みも必要であろう。そのためにも、陣跡群が名護屋城跡とともに地域において多義的な利益を生み出す価値ある存在であることを実感できるような方策の検討が必要であり、常に意識して各種事業に取り組む。

第9章 整備の方向性と方法

第1節 方向性

大名陣跡の保存整備事業では、本質的価値を構成する諸要素の残存状況、すなわち遺跡としての実態を把握するため、現地踏査を経て発掘調査を実施する。そして、現状を把握した本質的価値を構成する諸要素を適切に保存するとともに、その価値を来訪者に分かりやすく、正しく伝えるため、整備を実施する。その基本的な方向性及び方法は、名護屋城跡と同じである(表●)。ただし、23ヵ所を数える特別史跡指定陣跡では、往時の規模や構成諸要素の内容にはじまり、現在における遺構の残存状況や保存整備事業の進捗度合に至るまで、多様な条件において個体差を有しており、一義的な記載は適切ではないと考えられる。そこで次節では、陣跡個々の現状を整理し、今後の整備方針について述べる。

第2節 方法

1 各陣跡における現状の整理と整備方針

「名護屋城跡編」記載の概要を表●に列挙した。上述したように、その内容は陣跡における整備の方向性及び方法として適用する。ただし、名護屋城跡と陣跡では整備を巡る諸条件に相違点があり、具体的には城域(陣域)と本質的価値を構成する諸要素における現状把握の差に求められる。名護屋城跡は、曲輪群を

表● 整備の方向性と方法(名護屋城跡編をもとに作成)

種 類	方向性	方 法
①保存のための整備	<ul style="list-style-type: none"> 本質的価値の保存及び来訪者の安全確保を第一義に、構成する諸要素の現状を発掘調査や分析等により確認し、修理や事前対策等、整備が必要な箇所を把握する 整備が必要な箇所について、適切な計画を策定し、実行する 	<ul style="list-style-type: none"> 【石垣】修理・保全の優先的対象として取り扱う。修理は現状保存を基本に、最小限とする ・往時の築石の積み方、加工技術による復元を進める 【樹木】整備により目指す歴史的空間の復元及び維持方針を定め植生環境の内容を検討 【大規模降雨等自然災害】近年顕在化している大規模降雨・地震等の自然災害に対し、史跡全域を対象とした排水体系の整備、危険箇所の把握が急務
②活用のための整備	<ul style="list-style-type: none"> 上記「保存のための整備」とバランスを取りながら、来訪者が本質的価値を体感し、分かりやすく、正しく理解することを目的とする ・教育や学習、地域振興及び観光資源の素材として活用するための整備を実行する 	<ul style="list-style-type: none"> 【遺構の復元整備】廃城に伴う破却状況の保存が基本方針。建造物・工作物の立体的な復元は最小限に、平面表示を基本とする ・VR等を活用し具体的・視覚的なイメージを補完する 【説明板等の整備】整備の進捗に伴う新設・更新、老朽化に対する更新、多言語表記への配慮 【見学ルートの整備】本質的価値を効果的に体感できるよう整備 【便益施設の整備】来訪者の快適な見学環境のため、遺構・景観の保全を第一に検討 【修景植栽の検討】来訪者が、季節感や安らぎを体感するための整備を検討 【史跡内の里道の取扱い】整備による見学ルート充実と、里道としての存在意義を照らして将来像を検討

区画する石垣をはじめ、城域内外を繋ぐ虎口や堀跡(鯉鉢池)が良好に残存していることから、城域が特定でき、特別史跡指定範囲は城域とほぼ一致している。加えて、指定範囲のうち約69%が公有化され、実態把握を担う発掘調査と、その成果をもとに実施する整備が比較的堅実に進捗している。一方、陣跡は特別史跡指定範囲だけでも55万㎡を超える広大な面積を有し、現地踏査成果の蓄積は進んだが、後世の改変等により陣域や遺構の内容が不明瞭な事例も多く、整備に臨む際には発掘調査による範囲及び内容の確認が必要である。発掘調査は、保存整備事業計画等に基づき進捗しているものの、多くの陣跡が整備計画及び実施段階に至っていないのが現状である。その一方で、開始期や第1・2期に整備を実施した陣跡は、本史跡における保存整備事業の嚆矢と言える存在であるが、その完了から30~40年以上が経過し整備箇所の老朽化が課題として顕在化しつつある。このように、陣跡個々は多様な現状を示しているため、以下では保存整備事業実績による区分(表●)を用い、整備と密接に関係する発掘調査及び公有化・追加指定の項目を加え、各陣跡における当面の整備方針について整理を行いたい(表●・●)。

区分A 同区分は、陣域の一部で一連の整備が終了している陣跡で、豊臣秀保・堀秀治・加藤嘉明・木下延俊の4陣跡が該当する。これらのうち、豊臣秀保陣跡(1)は、その規模と遺構の内容において陣跡中屈指の存在だが、陣域の約半分を占める「第二陣」の調査が未着手である。本陣跡は、堀秀治陣跡(2)等とともに大名陣跡の具体像を語る上で好適な対象と考えられることから、内容確認調査の実施及びその進捗に併せた公有化、整備計画の策定が求められる。

木下延俊陣跡(4)では、園路等既整備箇所の老朽化が顕著となり、その対処と整備内容の充実を目途に再整備を行っている。豊臣秀保・堀秀治・加藤嘉明陣跡(3)においても整備箇所の老朽化は進行しつつあり、補修もしくは再整備を視野に入れた対応が必要である。

区分B 同区分は範囲確認・内容確認調査の実績を有し、本格的な整備を実施するための諸条件が比較的揃っている陣跡で、前田利家・古田織部・徳川家康(本陣・別陣)・鍋島直茂・島津義弘・黒田長政の7陣跡が該当する。これらのうち、前田利家陣跡(5)及び古田織部陣跡(6)は発掘調査を経て、石垣や地下遺構等が良好な状況で確認され、いずれも石垣修理を一部で行っている。両陣跡は、往時の実態を伝える好素材として、優先度の高い整備対象に位置付けられる。前田利家陣跡では、令和6年度~10年度の5ヵ年で国の交付金を活用し、丘陵裾部の居館部における整備を実施する予定である。一方で、丘陵頂部を占める主要曲輪群の内容確認調査は未着手であり、実態を把握するとともに公有化や追加指定を含めた今後の整備計画に反映していく必要がある。

徳川家康別陣跡(7)以下、徳川家康陣跡(8)、鍋島直茂陣跡(9)、島津義弘陣跡(10)、黒田長政陣跡(11)の5陣跡は、内容確認調査の実績を有し、遺構の残存状況等現状の把握が一定程度進んでいるが、追加調査や既往調査成果の整理が必要な一群である。徳川家康別陣跡は既往調査により多くの知見を得てい

表● 特別史跡指定陣跡の保存整備事業実績による区分と整備等の方針

区分	区分の定義	整備等の方針
A	内容確認及び整備に向けた発掘調査を実施し、その成果に基づいた遺構平面表示、説明板等、一連の整備が進捗している陣跡	・追加整備の検討(必要に応じて内容確認調査・公有化を実施) ・既整備箇所の老朽化に対する対応
B	内容確認の発掘調査実績があり、遺構等の実態を一定程度把握している。本格的な整備は未着手だが、一部では石垣修理や説明板の設置等を実施している陣跡	整備計画の策定(必要に応じて補足調査、公有化等を実施)
C	内容確認の発掘調査実績が僅少または皆無で、範囲確認調査・現地踏査成果に留まり、遺構の詳細等、実態が不明瞭な陣跡	整備に先立つ範囲確認・内容確認調査、公有化を進める

表● 各陣跡の整備を中心とした方向性(1)

区分	番号	名称	史跡指定区分※1	公有化率※2	発掘調査	整備	公有化及び追加指定
A	1	豊臣秀保陣跡	III	39%	遺構の実態が不明瞭な陣域西側(第二陣)を対象に、内容確認調査を検討する	・整備箇所の老朽化への対応策、再整備を必要に応じて検討する ・発掘調査成果に立脚した整備計画を策定する	発掘調査で良好な成果を得た場合、公有化や追加指定を検討する
	2	堀秀治陣跡	I	99%	—	整備箇所の老朽化への対応策、再整備を必要に応じて検討する	—
	3	加藤嘉明陣跡	I	100%	—	整備箇所の老朽化への対応策、再整備を必要に応じて検討する	—
	4	木下延俊陣跡	III	94%	主郭(曲輪A)周辺以外で、遺構の実態が不明瞭な箇所を対象に内容確認調査を検討する	主郭の再整備を行い、令和4年度にリニューアルオープンした	発掘調査で良好な成果を得た場合、公有化や追加指定を検討する
B	5	前田利家陣跡	IV	67%	丘陵頂部に展開する主要曲輪群(曲輪A～C)の内容確認調査を検討する	居館部の整備を着実に進捗させる	発掘調査で良好な成果を得た場合、公有化や追加指定を検討する
	6	古田織部陣跡	III	30%	・主郭(曲輪A・B)の整備計画策定に伴い、補足調査を検討する ・主郭南側の小区画群(曲輪C)の内容確認調査を検討する	主郭(曲輪A・B)の整備計画を策定する	発掘調査で良好な成果を得た場合、公有化を検討する
	7	徳川家康別陣跡	II	81%	整備計画策定に際し、補足調査を必要に応じて検討する	丘陵北半の主要曲輪群の整備計画を策定する	—
	8	徳川家康陣跡	II	56%	主郭(曲輪A)内部の内容確認調査を検討する	発掘調査で良好な結果を得た場合、整備計画を検討する	—
	9	鍋島直茂陣跡	III	0%	曲輪C北側の曲輪群(G～I)の内容確認調査を検討する	公有化の進捗と併行して、発掘調査成果に立脚した整備計画を策定する	主要曲輪群(曲輪A～C)を中心に公有化を検討する
	10	島津義弘陣跡	III	97%	整備計画策定に伴い、補足調査を検討する	主郭(曲輪A)と南面石垣を中心とした整備計画を検討する	—
	11	黒田長政陣跡	III	100%	内容確認調査を着実に進捗させる	発掘調査で良好な結果を得た場合、整備計画を検討する	—

※1 各陣跡の想定される全体域(「周知の埋蔵文化財包蔵地」を適用)に対する史跡指定面積の割合を以下のとおり4区分した
I : 76%以上 II : 51～75% III : 26～50% IV : 25%以下

※2 指定面積に対する公有化率を示す

るが、その成果の整理・分析を進め、補足調査を検討しながら整備計画を策定する必要がある。徳川家康陣跡は、主郭内部における遺構残存状況の確認が課題である。当該箇所は現在、地域住民の寄合地としての利用があるため、地元との調整を進めつつ発掘調査及び整備計画の検討を進める。鍋島直茂陣跡は、丘陵頂部の曲輪群とその北東側の丘陵中腹に位置する曲輪が構成の中心となり、当該曲輪群の内容確認調査実績はあるものの、そこから北側及び東側に派生する丘陵上の曲輪群については、踏査による表面観察に留まっている。同丘陵間の谷筋には通路跡の遺存も窺え、内容確認調査の進捗とともに、整備計画及び公

有化の検討を進める必要がある。島津義弘陣跡は、主郭等陣跡中心部一帯の内容確認調査を行ったが、後世の耕地化等による改変を想定よりも大きく受けていたことが判明した。今後は、比較的旧状が遺存している主郭及びその南辺に構築された石垣(南面石垣)を整備対象の中心に据えるなど、整備計画を検討する必要がある。黒田長政陣跡は、既述したとおり令和10年度までの計画で内容確認調査を実施中であり、その成果にも基づき整備計画を検討する。

表● 各陣跡の整備を中心とした方向性(2)

区分	番号	名称	史跡指定区分※1	公有化率※2	発掘調査	整備	公有化及び追加指定
C	12	片桐且元陣跡	I	13%	主郭一帯(曲輪A及び帯曲輪群)の内容確認調査を検討する	—	主郭一帯の公有化を検討する
	13	木村重隆陣跡	III	0%	・陣域東部(曲輪B及び石垣e一帯)の内容確認調査を検討する ・陣域西側(曲輪C一帯)の内容確認調査を検討する	—	遺構や石垣が遺存する曲輪B等、陣域東部の公有化を検討する
	14	伊達政宗陣跡	III	80%	・陣域南部(曲輪A・B一帯)の内容確認調査を検討する ・陣域北部(土塁c・d一帯)の内容確認調査を検討する	—	発掘調査で良好な成果を得た場合、公有化及び追加指定を検討する
	15	生駒親正陣跡	III	98%	令和10～15年度の5ヵ年で、内容確認調査を実施する予定である	発掘調査成果に基づき、整備計画を検討する	—
	16	九鬼嘉隆陣跡	III	27%	丘陵最高所一帯の内容確認調査を検討する	発掘調査で良好な結果を得た場合、整備計画を検討する	—
	17	上杉景勝陣跡	III	0%	中心を占める曲輪群(曲輪A・B)の内容確認調査を検討する	—	発掘調査で良好な成果を得た場合、公有化を検討する
	18	加藤清正陣跡	III	0%	主郭(曲輪A)及び帯曲輪群の内容確認調査を検討する	—	発掘調査で良好な成果を得た場合、公有化を検討する
	19	福島正則陣跡	IV	0%	尾根頂部曲輪群(A～C)、丘陵裾部曲輪群(D～G)の内容確認調査を検討する	—	発掘調査で良好な成果を得た場合、公有化及び追加指定を検討する
	20	小西行長陣跡	II	0%	主郭(曲輪A)一帯の内容確認調査を検討する	—	発掘調査で良好な成果を得た場合、公有化を検討する
	21	毛利秀頼陣跡	III	100%	主郭(曲輪A)の内容確認調査を検討する	発掘調査で良好な結果を得た場合、整備計画を検討する	—
	22	木下利房陣跡	IV	0%	中心を占める曲輪群(曲輪A一帯)と曲輪Bの内容確認調査を検討する	—	発掘調査で良好な成果を得た場合、公有化を検討する
	23	長谷川秀一陣跡	III	0%	主郭(曲輪A)と西側へ派生する尾根上の曲輪群(曲輪B等)の内容確認調査を検討する	—	発掘調査で良好な成果を得た場合、公有化を検討する

※1 各陣跡の想定される全体域(「周知の埋蔵文化財包蔵地」を適用)に対する史跡指定面積の割合を以下のとおり4区分した
I : 76%以上 II : 51～75% III : 26～50% IV : 25%以下

※2 指定面積に対する公有化率を示す

表● 現状における整備計画の概要

年 度	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031	令和14 2032	第6期事業計画 2033～2042
第5期計画 策定時 (令和4年度)		前田利家陣跡・徳川家康別陣跡 説明板設置				古田織部陣跡 環境整備					
令和6年度 現在(予定)		前田利家陣跡(居館部) 環境整備				古田織部陣跡 環境整備					
		陣跡整備計画(中・長期)の検討									

区分C 同区分は、現地踏査により石垣・石塁や土塁等の残存が確認され、一部が特別史跡指定に至っているが、実態を把握するための内容確認調査が未実施である12陣跡が該当する(表●)。これらのうち、片桐且元陣跡(12)、木村重隆陣跡(13)、伊達政宗陣跡(14)では、範囲確認調査が実施され、曲輪を区画する石垣・石塁・土塁等の残存状況や構造、付帯する遺構の確認が行われ、一定の成果を得ている。ただし、その成果は陣域の一部に留まっており、整備を検討するためには内容確認調査を実施し、より詳細な知見を得るとともに、公有化及び追加指定についても検討し、実施する必要がある。

生駒親正陣跡(15)以下、長谷川秀一陣跡(23)までの9陣跡については、特別史跡指定範囲内における発掘調査実績が無い。その中で、陣域中心部一帯の公有化が進捗している生駒親正陣跡は、第5期保存整備事業計画後半(令和10年度～14年度)に内容確認調査を行う予定である。毛利秀頼陣跡(21)も主郭一帯の公有化が完了しており、今後の調査対象候補となり得る。その他の陣跡については、現地踏査成果をもとに遺構の様相及び残存状況、想定される陣域等を比較し、調査・整備対象とする優先順位を定め、併せて公有化を検討する必要がある。

整備計画(中・長期)の再検討 保存整備事業の実績による区分をもとに、特別史跡23陣跡個々の現状と今後の方向性について概観した。第5期保存整備事業計画策定後、前田利家陣跡の環境整備実施が決定し、現状の整備計画は表●のとおりとなっている。上述したとおり、近年は既整備箇所の老朽化という課題も加わる。しかしながら、予算・体制面、他事業との兼ね合い等から単年度あたり進捗可能な事業量には限界があるため、多岐にわたる現状と課題を通観した上で、当面の事業実施対象の優先順位を設ける、中・長期整備計画の再検討が必要と考える。既述のとおり、整備は発掘調査及び公有化・追加指定と関連しているため、当該整備計画の検討に際しては、保存整備委員会や文化庁の指導を得ながら、県・関係市町が主体となり進める必要がある。その上で、可能な限り効率的かつ効果的な陣跡整備の進捗を模索する。

2 その他の事項

近年、名護屋城跡及び名護屋城博物館一帯を起点とし、陣跡周遊を促す取り組みが県・市町を事業主体に活発化しており、スマートフォン・タブレット端末のアプリケーションと連動したスタンプラリーや陣跡現地における周遊サイン整備、マップ類の作成・配布等を実施している。来訪者の交通手段は、公共交通機関として唐津市中心部からのバス路線が複数存在するものの運行本数が十分とは言えないため、その大半を自動車占める。その一方で、周遊対象の陣跡には一部を除き、駐車場は未整備である。整備を実施した陣跡を中心に、来訪者が可能な限り不便なくアクセスできるよう、駐車場用地の確保等を積極的に検討する必要がある。

第10章 運営・体制の整備の方向性・方法

第1節 運営体制の整備の方向性

前述のとおり、名護屋城跡並陣跡は複数の自治体を横断して所在する全国有数の大規模遺跡である。事業実施当初は遺跡が立地する各自治体において文化財専門職員の人員体制が必ずしも十分な充実が図られていなかったことから、昭和57年(1982)の保存管理計画策定当時から関係市町と協働しながら、県が事業の中心を担ってきた。しかしながら、平成17年(2005)の全国的な市町村合併に伴い、鎮西町・呼子町が唐津市と合併し、地方公共団体担当部署における運営・体制面での状況は大きく様変わりした。また、近年では積極的な文化財の公開活用の方針が示される等、遺跡群を取り巻く社会情勢も大きく変化している。こうした状況を踏まえ、保存活用計画策定にあたり、事業の役割分担を確認、再検討し、相互の連携強化を図る。また、本計画策定後も新たに明らかとなった史跡の実態や社会情勢の変化に応じて再検討し、適切な役割分担によって事業を推進する。あわせて、管理団体である唐津市とともに、史跡が所在する玄海町については、現状史跡の管理団体ではないことから、史跡の適切な管理や活用・整備に向けた運営体制を整備するためにも、将来的な管理団体の指定を目指す。

陣跡の保存・活用事業を着実に実施するため、県・市町文化財保護部局が主体となり、長期的視点に立った体制整備・強化に取り組む。また、外部有識者で構成された「名護屋城跡並びに陣跡」保存整備委員会や文化庁の指導・助言を受け、保存と活用・整備に向けた具体的な計画の策定、事業の進捗を図る。あわせて事業の管理・運営を適切に行っていくために、大学等の研究機関、学校・社会教育関係、農林・土木関係、防災関係、観光・まちづくり関係等、多彩な関係機関との連携し、関係自治体全体で取り組む体制を目指す。

名護屋城跡並陣跡の歴史的価値や魅力を周知し、地域住民の郷土や史跡に対する愛着・誇りの醸成するために、観光案内所(肥前名護屋歴史ツーリズム協議会)、ボランティアガイド等市民団体との連携を深め、行政と地域住民の協働による事業展開に努める。また、地域における文化財保護を担う人材育成を図る。

第2節 方法

1 事業の役割分担

これまでに主要な陣跡における事業等については、保存管理計画に基づき、史跡の保存に向けた内容確認のための発掘調査や整備・保存修理は県が、現状変更、史跡追加指定、土地の公有化、維持管理については、管理団体である唐津市(保存管理計画策定時は鎮西町・呼子町)が主体となり実施してきた。こうした史跡の本質的価値を保存することを目的とした調査・整備、日常管理等の基礎的事業は、直接的に営利とは結び付き難く、現状では行政が主体となって実施することが望ましい。そのため、基本的には現行の役割分担を維持する。また、現状では管理団体ではない玄海町については、域内に所在する史跡の本質的価値を適切に保存するために、管理団体の指定を目指す。ただし、市町村合併による運営・体制面の充実や、一方では活用面の推進や取組みの強化に伴い、維持管理の負担が増加することを踏まえ、必要に応じて県と市町両者が事業主体となり協力しながら実施するものとする。活用事業については、本質的価値の保存が十分に図られた上で、県・市町の活用推進部局も主体となり、文化財保護部局と連携しながら多様な切り口で事業を推進する。また、地域住民や市民団体等が主体となる事業についても自治体担当部局が積極

表● 役割分担表

事業等	県		市 町		地域住民 市民団体等	備 考
	文化財保護部局	活用推進部局	文化財保護部局	活用推進部局		
史跡追加指定計画	◎		◎			
史跡追加指定事業	○		◎			
史跡指定地公有化計画	◎		◎			
史跡指定地公有化事業	○		◎			
重要遺跡確認調査	○		◎			史跡未指定地
緊急調査(確認調査・本調査)	○		◎			史跡未指定地
史跡内容確認調査	◎		○			史跡指定地内
史跡整備	◎		○			史跡指定地内
現状変更	○		◎			
史跡維持管理	○		◎		○	
史跡の活用	◎	◎	◎	◎	◎	

◎：事業推進主体 ○：事業協力

的に連携・協力し、事業を展開する中で地域における文化財保護の担い手となる人材の育成を図る。

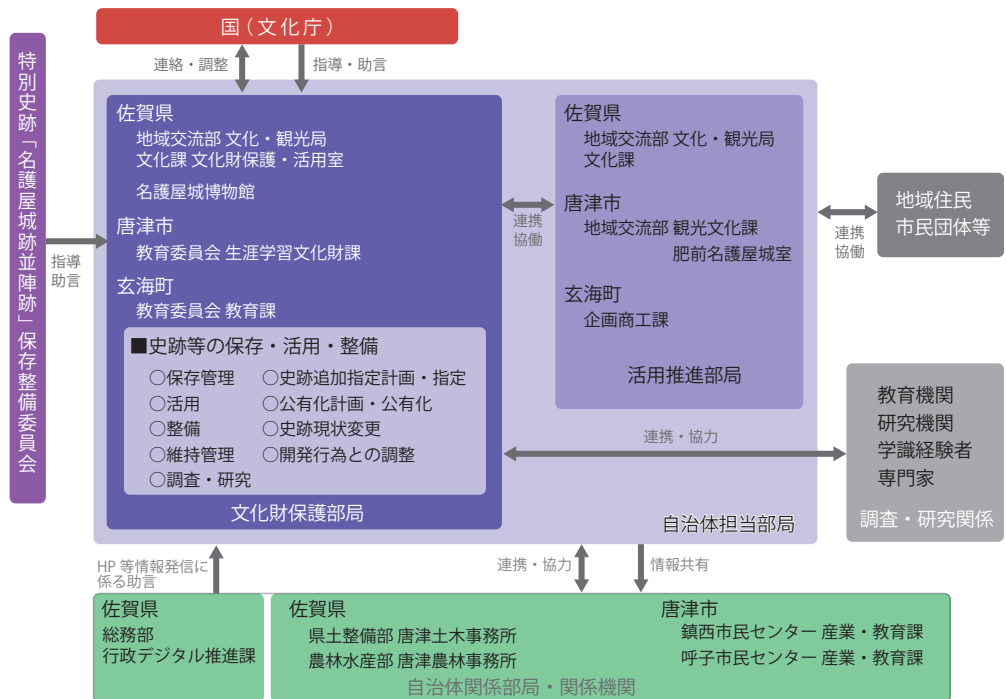
2 運営体制の整備

保存管理・活用・整備事業の実施にあたり、県・市町の文化財保護部局が中心となり、関連する博物館・資料館等の諸施設、学校や社会教育関係部局と連携する。また、調査・研

究及び整備事業では、関連する大学や研究機関等から専門的な知見や技術の共有・提供等を受けるとともに、関連研究機関との学際的な交流を深め、東アジア史、城郭研究、史跡整備等の諸分野の発展に資するべく連携する。

史跡周辺の諸開発事業との調整や保安林・地域計画開発林等の各種森林計画や植生管理、自然災害への対応等にあたっては、県・市町における農林・土木等関連部局との連携・協力が必要である。また、活用面の事業推進や充実に関しては、史跡の確実な保存を前提とし、活用とのバランスを十分に考慮しながら、活用推進部局との連携・協力を積極的に図る。

名護屋城跡、陣跡等の貴重な歴史資産を次世代に確実に継承するためには、行政の取組みに加え、地域住民の史跡へのさらなる理解と活用事業への積極的な協力が不可欠である。活用事業を中心とする取組みを通じて、地域住民の遺跡に対する理解や関心を高める。そして、史跡等の維持管理、整備、活用等、様々な事業で協力が得られるような土壌を醸成し、人員・担い手不足を補うとともに、官民一体となって事業に取り組む体制、あり方を目指す。



第●図 運営・体制模式図

第11章 施策の実施計画と経過観察

第1節 施策の実施計画

これまでに、陣跡群に係る今日までの保存管理、活用、整備についての現状と課題を概観・整理し、今後の施策に係る大綱、基本方針を示すとともに、その概要を整理した。

これらの施策の内容や優先度を考慮しながら、計画期間である10年を目途に実施、もしくは持続的に実施すべき「短期計画・持続的施策」と、10年を超える長期間を想定し進捗させる「中・長期計画」に大別して概要及びその実施計画を示す。

短期計画・持続的施策と中・長期計画の別を10年で区切ることについては、保存活用計画(名護屋城編)で示した施策の実施期間及び、具体的な整備基本計画にあたる特別史跡「名護屋城跡並陣跡」保存整備計画との整合関係を確認しながら、必要に応じて修正を加えることを考慮したためである。

なお、当該保存活用計画では、陣跡に係る施策とその方向性を提示するものとし、具体的な調査研究・整備・活用等の事業内容については、特別史跡「名護屋城跡並陣跡」保存整備計画で示す。

区分	短期・持続的施策	中・長期的施策
保存 (保存管理)	<ul style="list-style-type: none"> ○法的観点 <ul style="list-style-type: none"> ・史跡内での開発事業に係る現状変更の周知・徹底 ・「周知の埋蔵文化財法包蔵地」の周知及び開発との調整 ○行政的観点 <ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査や踏査による遺構の分布、保存状況の把握とその評価 ・発掘調査や研究成果を纏めた報告書等の刊行 ・出土遺物や歴史資料の適切な保管・管理 ・文献・絵図等史料の情報収集・調査・研究 ・陣跡の定期的な巡回、点検 ・石垣や土塁、曲輪等の崩壊の危険性がある遺構の把握 ・石垣等の遺構に悪影響を与える可能性のある樹木に把握等 ・日常的な維持管理のための定期的な除草・剪定 ○技術的観点 <ul style="list-style-type: none"> ・大学や博物館等の研究機関との情報共有や技術連携 ・陣跡における石垣の現況等の基礎記録(図面・写真等)の整備 ・発掘調査等で判明した地下遺構の実態に即した保存方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査成果に基づき新たに評価がなされた陣跡の追加指定 ・指定地の公有化 ・陣跡の実態把握及び遺跡群の全体像を明らかにするための知見の深化
活用	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史資産としての活用 <ul style="list-style-type: none"> ・調査・研究成果の幅広い公開、情報発信 ・説明板、遺構の平面表示、VR等を利用した情報公開の充実、更新 ・保存整備事業の説明会等による情報公開 ・博物館等施設と陣跡を繋ぐ拠点として、名護屋城博物館の展示及び史跡探訪会等の活用事業の内容充実 ○教育資源としての活用 <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育における活用(出前講座、学校との共同事業、発掘調査体験等、学習機会の増進) ・社会教育における活用(地域住民向け講座の継続、多様な関係機関と連携した講座内容の充実、多様なテーマによる講演会、シンポジウム開催の検討等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺観光地と連携し、来訪者の周遊を促す環境の検討・構築 ・短期的・継続的施策内容の適時見直し及び修正、新しい視点

区分	短期・持続的施策	中・長期的施策
活用	<ul style="list-style-type: none"> ○観光資源としての活用 <ul style="list-style-type: none"> ・見学ガイドの養成、オーディオガイド等導入・多言語化の検討 ・現在実施のイベント・企画等の定着、内容の充実 ・ユニークベニューとしての活用の検討 ・アプリ・SNS等多様な媒体を用いた幅広い情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記3項目を中心とした活用の取組みを確実に推進し、地域住民が陣跡を含む郷土や地域に愛着や誇りを持ち、自発的に事業へ関与する機運を育むための施策検討
整備	<ul style="list-style-type: none"> ○保存のための整備 <ul style="list-style-type: none"> ・石垣の崩落等危険箇所の早期把握、計画的な保存修理 ・石垣や地下遺構に悪影響のある樹木の把握、伐採等計画的な実施 ・大規模災害等に係る防災・減災計画及び災害対応等の計画の検討 ○活用のための整備 <ul style="list-style-type: none"> ・調査・研究に基づいた、効果的な方法による遺構復元展示 ・前田利家陣跡環境整備の実施、既整備陣跡の再整備等の方針検討 ・VR等を活用した陣跡の復元イメージの提示 ・調査・研究の成果に基づいた案内板・説明板の設置・更新 ・景観を阻害する樹木等の把握、計画的な整備 ・来訪者の目的や滞在時間に応じた見学モデルコースの検討・周知 ・休憩施設や公衆便所、便益施設の設置・更新等のあり方の検討 ・陣跡の環境整備及び便益施設等におけるバリアフリー・ユニバーサルデザイン導入の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・石垣や地下遺構等、本質的価値を構成する諸要素の保存整備事業を継続する ・まちづくりや地域計画と連携しながら見学モデルルートや動線を十分に検討しながらの環境整備 ・歴史的・文化的景観の復元・維持を目的とした、石垣等遺構と樹木等植生との適切なあり方、整備方針の検討

第2節 経過観察

1 方向性

陣跡群の本質的価値を確実に保存し、また効果的に活用するために、保存活用計画策定後、各施策の進捗状況について経過観察及び点検を行う。また、本計画の目的に則し、各施策の有効性・妥当性を含めた自己評価を行う。経過観察や点検及び自己評価を踏まえ、必要に応じて事業方針や内容を見直すとともに、保存整備事業計画をはじめとした具体的な施策にも反映させる。

2 方法

経過観察・点検及び自己評価に当たっては、名護屋城跡と同様に、県・市町の各自治体の文化財保護部局が中心となり、活用推進部局や地域住民・関連団体等の事業や取組みを踏まえて実施する。その結果は、名護屋城跡並陣跡の調査研究・整備・活用等を取組みに対して包括的に指導・助言する特別史跡「名護屋城跡並びに陣跡」保存整備委員会に必要に応じて報告・提示し、指導助言を求めながら、事業の改善を図ることを基本とする。

文化財保護部局による経過観察は、表●●で示した自己点検表に基づき、令和7年度(2025年度)から、原則として年に1回実施する。ただし、事業や施策等の進捗の中で改善の必要が生じた場合は、適宜検討や見直しを図り、速やかに必要な対策を講じる。また、保存整備事業計画では、5年を目途に計画の見直しを実施しており、その際に持続的運営における自己評価の短期的な総括を行い、より有効な改善を図る。

表● 施策の実施予定

主な施策・項目		第5期事業計画 2023～2032年度	第6期事業計画 2033～2042年度
保存 (保存管理)	発掘調査による遺構分布・保存状態の把握		
	発掘調査・研究成果の報告書刊行		
	出土遺物・歴史資料の保存管理		
	文献等史料の調査・研究、大学等研究機関との連携		
	史跡地内の石垣等危険箇所の把握・管理		
	石垣の基礎記録(図面・画像等)の整備		
	史跡地内の日常的な維持管理		
	陣跡の全体像把握とそれに基づく保存方針の検討		
	史跡の追加指定、公有化の検討・実施		
活用	調査・研究成果の幅広い公開・情報発信		
	調査・研究成果に応じた現地整備内容の更新・充実		
	整備事業の情報公開		
	見学ガイドの充実、オーディオガイド等の導入検討		
	博物館等施設と城跡現地を繋ぐ拠点として、名護屋城博物館の展示及び史跡探訪会等活用事業の内容充実		
	学校教育における活用の推進(学校現場との密な連携による学習機会の増加、内容の充実等)		
	社会教育における活用の推進(多様な関係機関・団体等と連携した生涯学習講座・講演会・シンポジウム等の推進)		
	イベント・企画等の積極的な実施・協力と、その定着、内容の充実		
	周辺観光地等との連携、周遊を促す環境の検討・構築		
地域住民の名護屋城跡に対する愛着・誇りを醸成し、自発的に事業に関与する気運を育むための施策検討			
整備	石垣崩落等危険箇所の早期把握、計画的な修理		
	石垣・地下遺構の保全、眺望・景観維持のための樹木の管理、必要に応じた伐採等の整備		
	大規模降雨時における流水状況の確認、排水体系整備の検討		
	調査成果に基づく現地表示・遺構復元の計画的な実施		
	VRや模型等多様な手法による遺構復元		
	来訪者のニーズに対応した見学モデルルートの検討、更新		
	便益施設整備、バリアフリー・ユニバーサルデザイン導入、駐車場のあり方の検討		
	歴史的・文化的景観復元・維持のための遺構と植生のあり方、整備方針の検討		
	見学モデルルートや動線検討を踏まえた遺構・園路整備方針の検討、実施		
史跡内における国道・県道等の取扱い、管理用道路の整備等、あり方の検討			
保存整備事業計画の策定			

短期・持続的施策 中・長期的施策

史跡等の名称		名護屋城跡並陣跡			
管理団体		唐津市（・玄海町）			
項目	実施例	取り組み状況			
		できていない	十分でない	できている	備考
(1) 基本情報に関すること	ア) 説明版は設置されているか	1	2	3	
(2) 計画策定等に関すること	ア) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	イ) 保存活用計画の見直しは実施されているか	1	2	3	
(3) 保存に関すること	ア) 指定、選定時における本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	イ) 調査等により史跡等の価値等の確認、顕在化はできているか	1	2	3	
	ウ) 調査・研究成果である報告書等の刊行はできているか	1	2	3	
	エ) 大学等研究機関、学識経験者、専門家との連携は図られているか	1	2	3	
	オ) 石垣等遺構の劣化状況や保存環境に係る点検・調査はされているか	1	2	3	
	カ) 災害対策のための点検は適切に実施されているか	1	2	3	
(4) 管理に関すること	ア) 日常的な維持管理は適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 石垣、地下遺構等に悪影響を及ぼす樹木等の把握、管理は適切に行われているか	1	2	3	
	ウ) 史跡等の周辺の環境保全のため、地域住民や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
(5) 公開、活用に関すること	ア) 公開が適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	ウ) 地域住民の文化的活動及び取組みに寄与できているか	1	2	3	
	エ) 地域のアイデンティティの創出に寄与できているか	1	2	3	
	オ) 文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	カ) 体験学習等、学校教育及び社会教育における活用はできているか	1	2	3	
	キ) 見学ガイドの養成に寄与できているか	1	2	3	
	ク) パンフレットやアプリ等は活用されているか	1	2	3	
	ケ) 説明版やパンフレット等において、外国人向けに多言語化に取り組んでいるか	1	2	3	
	コ) 名護屋城博物館等展示施設と史跡現地の連携は図られているか	1	2	3	

第11章 施策の実施計画と経過観察

史跡等の名称		名護屋城跡並陣跡			
管理団体		唐津市（・玄海町）			
項目	実施例	取り組み状況			
		できていない	十分でない	できている	備考
(5) 公開、活用に関すること	サ) 史跡等の周知が進捗し、地域住民に認知されているか	1	2	3	
	シ) 地域住民に地元の誇りとして大事にされているか	1	2	3	
(6) 整備に関すること	ア) 保存活用計画を適切に反映した保存整備事業計画を策定しているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	ウ) 遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	エ) 修理復旧や復元整備において、伝統技術、意匠、工法を十分に検討して実行できたか	1	2	3	
	オ) 整備後に、修復箇所等を適切に管理しているか	1	2	3	
	カ) 活用を意識した整備は行われているか	1	2	3	
	キ) 保存整備事業計画に基づいた整備を着実に実施し、目指す環境整備となっているか	1	2	3	
	ク) 整備事業における公開は行われているか	1	2	3	
(7) 運営・体制・連携に関すること	ケ) 保存整備事業計画の見直しは適切に行われているか	1	2	3	
	ア) 運営については適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 体制については十分であるか	1	2	3	
	ウ) 他部局との連携は十分であるか	1	2	3	
(8) 予算に関すること	エ) 地域住民や民間団体等との連携、協働は図られているか	1	2	3	
	ア) 予算確保のための取組みはなされているか	1	2	3	

第12章 総括

特別史跡「名護屋城跡並陣跡」については、広域かつ大規模な遺跡であり、前述のとおり、保存(保存管理)・活用・整備について多様な現状である。そのため、史跡の本質的価値を適切に保存するとともに、積極的な活用とそのための整備の基本方針や方法については、保存活用計画書「名護屋城跡編」及び「陣跡編」(第1章～第10章)でそれぞれ示してきた。ここでは、「名護屋城跡編」と「陣跡編」全体を振り返り、史跡全体を通じた史跡の保存(保存管理)・活用・整備とそれらに係る運営・体制についてまとめる。

第1節 保存(保存管理)

	方向性	方法
名護屋城跡	<ul style="list-style-type: none"> ・本質的価値を確実に継承するために、調査・研究を継続し、構成する諸要素に対する知見、特質、全体像を把握し、本質的価値の顕在化を図る ・保存対象の特定及び優先順位を定め、具体的な保存方法を検討する ・周辺環境とともに、城割の痕跡や古城の景観を残す、歴史的・文化的景観を重視し、城郭における復元は最小限に留め、破却状態を最大限に活かした保存の方向性の維持 ・保存(保存管理)と活用の適切な調整 ・遺構の保存と安全な見学環境の両立、既存箇所早期把握と応急対応、植生管理を中心とする維持管理、これらの取組を効果的に行うための公有化の推進 ・現状変更等の取扱い基準の明確化、周知徹底、厳正な運用 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査・研究 <ul style="list-style-type: none"> ・城域縁辺部を中心とする未調査区の発掘調査による遺構分布の実態把握 ・名護屋城跡を構成する要素の分布が拡大することが判明した場合、追加指定 ・発掘調査等報告書の着実な刊行、それらを整理・統合して総括し、本質的価値のさらなる顕在化や全体像の把握 ・関係する文献資料、絵図等歴史史料についての情報収集 ・調査・研究を継続し、歴史的価値や評価の更新 ・既存の子写真や図面などの適切な整理、管理、歴史的景観復元のための調査・分析、新しい資料の収集 ・大学等の研究機関との連携強化 2 本質的価値を構成する諸要素の保存 <ul style="list-style-type: none"> ・公有化の進展 ・樹木管理 ・「石垣カルテ」の整備 ・実態が不明瞭な区域の計画的な確認調査の実施 3 維持管理・防災対策 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な巡回調査、維持管理及び必要となる予算の確保 ・罹災時の災害復旧事業の実施 4 現状変更等 <ul style="list-style-type: none"> ・現状変更等への対応、開発との調整
陣跡	<ul style="list-style-type: none"> ・本質的価値を確実に継承するために、調査・研究を継続し、構成する諸要素に対する知見、特質、全体像を把握し、本質的価値の顕在化を図る ・保存対象の特定及び優先順位を定め、具体的な保存方法を検討する 	<ol style="list-style-type: none"> 1 保存における法的観点 <ul style="list-style-type: none"> ・現状変更などへの対応、開発との調整、周知の埋蔵文化財包蔵地の更新 2 保存における行政的観点 <ul style="list-style-type: none"> ・公有化の促進 ・確認調査による陣跡の実態把握

	方向性	方法
陣跡	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境と調和しながら形成された歴史文化を重視し、その歴史性や自然環境とが調和した景観を最大限生かす保存・活用に取り組む ・現状変更等の取扱い基準の明確化、周知徹底、厳正な運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等の研究機関と連携し、本質的価値の顕在化や深化を図る ・管理団体や地域住民、関連団体が協力した植生管理等 ・定期的な巡回による危険箇所の把握、罹災時の災害復旧事業 3 保存における技術的観点 <ul style="list-style-type: none"> ・崩壊の危険性がある石垣の把握、保存修理 ・歴史的・文化的特質を顕在化するための修景整備・環境整備 ・既整備の陣跡の計画的な再整備

名護屋城跡と陣跡では、発掘調査による史跡の実態解明の程度差や公有化の進捗率等に大きな違いがある。しかしながら、史跡を次世代に確実に継承するための基本的な姿勢に違いはない。今後も史跡全体を通じて継続的な調査研究を行い、本質的価値の知見を深め、保存(保存管理)する対象を明らかにしながら法的・行政的・技術的な取り組みを着実に実施していく。

第2章 活用

	方向性	方法
名護屋城跡	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・研究成果を、整備等に適切に反映させ、「本物」を体感し学ぶことのできる「歴史資産としての活用」を進める ・学校教育・社会教育機関及び関係者と積極的に連携し、「教育資源としての活用」を進める ・名護屋城跡周辺の全国的にも著名な観光資源と有機的に結び付け、名護屋城跡を歴史・文化の環境拠点と位置付ける「観光資源としての」活用を進める ・また観光資源としての活用を進めるために、行政関係機関、地域住民、市民団体等、多様な対象と積極的に連携し、地域にしっかりと根付いた事業や取り組みとなるよう努める。 	<p>1 歴史資産としての活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査・研究を継続して新たな価値の顕在化を図り、その成果を多様な情報媒体や名護屋城博物館等の諸施設で積極的に公開する ・説明板や遺構復元整備、VR等のコンテンツの内容更新・充実を図り、本質的価値を効果的に理解するための環境整備を実施する ・発掘調査現地説明会や整備工事等の見学会・説明会を開催し、遺跡の理解の一助とする ・名護屋城跡の本質的価値についての理解を深めることができるよう、見学ガイドの養成や連携の充実、人材育成に努めるとともに、オーディオガイド等の導入や多言語化を進める <p>2 教育資源としての活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博学連携事業として、出前講座や職場体験の実施 ・「なごや歴史講座」や社会教育施設への出前講座の実施 ・生涯学習関係機関や大学等の研究機関との連携、講演会やシンポジウムの開催 <p>3 観光資源としての活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的・文化的背景を活かしたイベントの開催や情報発信にかかるイベントへの参加

	方向性	方法
名護屋城跡		<ul style="list-style-type: none"> ・史跡ならではの雰囲気及び歴史的景観を生かした多彩な催し、企画への協力、ユニークベニューとしての活用 ・多様な媒体を利用した情報発信 ・周辺観光施設への周遊を促すコンテンツの制作 <p>4 「地域に根差した存在となるための活用」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名護屋城跡の本質的価値や魅力を理解し、愛着や誇りを育むような環境の整備 ・地域住民の積極的な関与を促す仕組むづくりの検討
陣跡	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境と調査成果を活かした整備を行い、「本物」の文化的・歴史的空間を体感できる「歴史資産としての活用」 ・地域の観光資源と歴史資源を有機的に結び付け、陣跡を歴史・文化の「観光拠点として利用」する ・教育機関との協力や連携を図り、「教育資源として利用」 ・地域住民の生活とも密接に関係する陣跡群をまちづくりの中に位置づけることで、地域における象徴とし、郷土に対する愛着や誇り、次世代に継承しようとする機運の醸成を促す 	<p>1 「歴史資産としての活用」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査・研究を進展させることで、歴史的価値を明らかにする ・多様な媒体を通じた情報発信 ・周遊ルートの整備 ・学術的知見に基づいた情報発信・公開活用事業の積極的な推進 <p>2 「教育資源としての活用」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育現場と連携し、博学連携事業を実施 ・職場体験や出前事業、学芸員実習の受け入れ ・「なごや歴史講座」や社会教育施設での出前講座の実施、企業等の職員研修の受け入れ ・生涯学習関連機関や大学等の研究機関との連携 ・まちづくりや地域振興等、社会的視点を取り入れた生涯学習の拠点整備 <p>3 「観光資源としての活用」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化交流の史実に基づく活用イベントの実施 ・周遊サインの整備 ・周辺の自然環境と歴史を体感する周遊イベントの開催 ・全国各地の「ゆかり」の地を結びつけ、歴史資産としての活用 <p>4 「地域に根差した存在となるための活用」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡が地域において多義的な利益を生み出す価値ある存在であることを実感できるよう方策を検討する

活用面では、保存(保存管理)同様に、調査研究や公有化の進捗の程度の差のため、現状ではその様相は一様ではない。全体的な方向性としては、名護屋城跡並陣跡全体が有機的に結びつき「歴史資源」「教育資源」「観光資源」の各分野で活用することが重要である。また、それらの活用資源の前提となる調査研究成果の蓄積と情報発信により多義的な価値を生み出し、地域へ還元や地域住民の参画を促すことで、「地域に根差した存在」となることを目指す。

第3節 整備

	方向性	方法
名護屋城跡	<p>・名護屋城跡の本質的価値を保存することを第一義として整備を実行する「保存のための整備」</p> <p>・本質的価値を分かりやすく、正しく伝えることを目的とした「活用を意識した整備」</p>	<p>1 保存のための整備</p> <p>①石垣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象箇所のほか遺危険度、遺構の内容、全体整備の中での位置づけ等総合的な判断に基づき、整備・修理方法を検討 ・修理対象範囲を最小限に留めた、現状での保存 ・石材の往時における積み方や加工痕跡の復元 ・名護屋城跡全体を対象とし随時実施する点検や危険度の判定 <p>②植生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風致及び歴史的・文化的景観を構成し、歴史的空間の復元や維持方針に沿った植生整備の実施 ・石垣や地下遺構に悪影響を及ぼす恐れのある樹木や来訪者に危険を及ぼす可能性のある樹木、また周辺景観を阻害する樹木等の伐採等の管理の実施 <p>③大規模降雨等自然災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模降雨時における流水の現状の把握と早期かつ網羅的な排水体系の検討 <p>2 活用を意識した整備</p> <p>遺構の復元整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復元建物や工作物等の立体的な復元を最小限とし、平面表示等の整備を主体とするとともに、来訪者の理解・関心を増進させるため、VR等を活用した具体的・視覚的イメージの作成 <p>案内及び説明板の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学ルートの整備に伴い、景観に配慮し過不足ない効果的な案内の設置 ・来訪者にわかりやすく、全体調和のとれた説明板の設置、多言語表記等への対応 <p>見学ルートの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者の安全性を第一義に、来訪者の目的や見学時間遺応じて選択できるモデルコースの検討と周知 <p>便益施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者が快適に過ごすことができるよう、休憩施設や公衆便所等諸施設の適切な配置の検討 ・遺構の保存との両立が可能な範囲でのバリアフリーやユニバーサルデザインの導入の検討 ・来訪者が不便なくアクセスできるよう、駐車場の在り方の検討 <p>その他環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的・文化的景観を維持しながら、来訪者に季節感を与える樹木の整備の検討 ・来訪者の安全を確保するための地被植物の植栽の検討 ・里道の在り方検討
	<p>・本質的価値を構成する諸要素を適切に保存するとともに、その価値を来訪者にわかりやすく伝えるための整備</p>	<p>区分 A</p> <p>内容確認調査の実施及びその進捗に合わせた公有化、整備計画の策定・実施がなされた陣跡については、補修もしくは再整備を視野に入れた対応を検討する</p>

	方向性	方法
陣跡		区分 B 範囲確認・内容確認調査の実績を有し、本格的な整備を実施するための諸条件が比較的揃った陣跡で、これまでの成果の整理・分析・補足調査等を実施しながら陣跡の実態把握を進めるとともに、公有化・追加指定、今後の整備計画に反映する必要がある 区分 C 現地踏査で石垣・石塁、土塁等の残存が確認され、一部が特別史跡指定に至っている陣跡で、内容確認調査が未実施の陣跡で、今後整備を検討するために内容確認調査を実施、知見を得るとともに、公有化・追加指定を検討する

整備にあっては、発掘調査の進捗に程度差があることから、城跡と陣跡で必ずしも現状で取り組むことができる方法は一律ではない。しかしながら、史跡の整備が本質的価値を有する遺構の保存修理と史跡の活用にあつたための環境整備や修景整備を目的としていることから、今後も整備に向けた条件が整理されたものから計画的な整備を行っていく。

第4節 運営・体制の整備

	方向性	方法
名護屋城跡	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び市文化財保護部局の長期的視点に立った体制整備・体制強化 ・名護屋城跡並陣跡保存整備委員会及び文化庁の指導・助言に基づく具体的な計画の策定 ・多様な部局・関係機関との連携し、関係自治体全体で事業に取り組む体制の構築 ・市民団体等との連携し、事業展開に努めるとともに、地域における文化財保護を担う人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・保存修理・整備については県が主体となる ・史跡指定、現状変更、土地の公有化、維持管理は市が主体となる ・活用事業については、県・市町の活用推進部局も主体となり、文化財保護部局と協働しながら事業を推進 ・地域住民や市民団体等が主体となる事業についても、自治体担当部局が積極的に連携・協力し、事業を展開するとともに文化財保護の担い手となる人材の育成を行う
陣跡	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び市文化財保護部局の長期的視点に立った体制整備・体制強化 ・名護屋城跡並陣跡保存整備委員会及び文化庁の指導・助言に基づく具体的な計画の策定 ・多様な部局・関係機関との連携し、関係自治体全体で事業に取り組む体制の構築 ・市民団体等との連携し、事業展開に努めるとともに、地域における文化財保護を担う人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・玄海町は管理団体となるべく取り組む ・保存修理・整備については県が主体となる ・史跡指定、現状変更、土地の公有化、維持管理は市・町が主体となる ・活用事業については、県・市町の活用推進部局も主体となり、文化財保護部局と協働しながら事業を推進 ・地域住民や市民団体等が主体となる事業についても、自治体担当部局が積極的に連携・協力し、事業を展開するとともに文化財保護の担い手となる人材の育成を行う

運営・体制については、名護屋城跡と陣跡について、その方向性や方法は共通する。県と市町の役割分担を明確にした上で、今後も県・市町の文化財保護部局と活用推進部局、さらには地域住民や市民団体等有機的に連携することで、史跡の適切な保存管理と活用に向け、取り組みを継続していく。

